

令和 2 年

第 8 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 2 年 9 月 7 日  
至 令和 2 年 9 月 18 日

飯 舘 村 議 会

令和2年第8回飯館村議会定例会会期日程

(会期12日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	9. 7	月	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第2日	9. 8	火	休 会		議案調査
第3日	9. 9	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	9. 10	木	休 会		議案調査
第5日	9. 11	金	休 会		議案調査
第6日	9. 12	土	休 日		
第7日	9. 13	日	休 日		
第8日	9. 14	月	決算審査 特別委員会	午前9時	令和元年度一般会計及び各特別会計決算審査（個別説明）
第9日	9. 15	火	決算審査 特別委員会	午前10時	令和元年度一般会計及び各特別会計決算審査（総括質疑）
第10日	9. 16	水	決算審査 特別委員会	午前10時	令和元年度一般会計及び各特別会計決算審査（総括質疑）
第11日	9. 17	木	休 会		議案調査
第12日	9. 18	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 追加提出議案の提案理由の説明 3. 議案審議 閉 会



令和2年9月7日

令和2年第8回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和2年第8回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年9月7日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和2年9月7日 午前10時00分				
	閉議	令和2年9月7日 午前11時26分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不心招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	7番 佐藤八郎		9番 相良弘		1番 佐藤健太	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 糯田文也	
地方自治法の 第121条のた めに説明した 者の氏名 ○出席 △欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	村づくり 推進課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 委員長	伊東利	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年9月7日（月）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員の選任
- 日程第 6 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第8回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから、本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件5件、決算認定6件、条例案件4件、その他案件2件の計17件であります。

次に、9月2日に議会運営委員会が本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は4名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、9番 相良弘君、1番 佐藤健太君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月18日までの12日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日までの12日間に決定しました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第95号から議案第111号を一括し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、令和2年第8回飯舘村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げ

げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、6月定例会以降の村政の主な動きについてご報告をさせていただきます。

まず、蕨平地区の木質バイオマス発電計画の現状と今後のスケジュールでございます。去る6月15日から7月15日までの1か月間、プロポーザル競技方式による公募を行ったところではありますが、4社、お名前を言いますと、飯舘バイオパートナーズ株式会社、フォレストエナジー株式会社、新宮エネルギー株式会社、ブルー・バイオマスフューエル株式会社、この4社から応募がありました。7月21日に大学教授や国立環境研究所の専門家など、10名によるプロポーザル選考委員会を開催をいたしまして、応募のあった4業者から企画提案書に基づき、ヒアリングを実施した結果、飯舘バイオパートナーズ株式会社に決定をしたところでございます。

バイオマス発電計画については、村としても以前から放射能で汚染された森林や里山の再生が大きな課題となっておりますので、議会と連携し、国に要望活動を行い、また、先進地の視察なども実施しながら、検討をしてきたところであります。

今後のスケジュールとしては、9月中にFIT、いわゆる売電による固定価格買取制度に申請をした後、福島再生加速化交付金の補助申請をし、併せて環境アセスメント調査などを行い、令和2年10月頃に着工し、令和6年4月頃をめどに稼働する計画ということになっております。

また、発電所の規模であります、最大出力7,500キロワット、これは一般家庭では約1万7,000世帯の年間の消費電力に相当するというようなことでございますが、概算事業費として、約60億円を見込んでいるところであります。

なお、施設の稼働に伴う放射線の安全管理、焼却灰の一時保管及び最終処分先の確保、燃料となる木材加工から出るパーク、間伐材の調達など、解決しなければならない課題もありますので、今後、国、県などの関係機関はもとより、議会並びに地元住民等と十分協議を行い、安全・安心な施設整備を目指して取り組んでいきたい、このように思っております。

次に、帰還困難区域、いわゆる長泥のことでありますが、拠点整備の進み具合と拠点外地区の整備の状況について、ご説明をさせていただきます。まずは、拠点整備の進み具合ですが、農地造成事業については、今いろいろと準備しておりまして、令和3年、来年から実施することになっております。また、試験栽培についてですが、昨年までは実証圃場内に花卉や資源作物を試験栽培しておりましたが、地元住民から食用作物栽培についても強い要望、要請がありましたので、今年はキュウリ、ミニトマト、ダイコン、キャベツ、インゲンなどの食用作物の試験栽培も行っており、収穫時に放射線量の測定と作物への影響を確認することになっているところであります。

次に、拠点外地区の整備の現状ですが、対象世帯は16戸あります。道路周辺に位置する11世帯については、環境省による建物の解体と周辺の放射線の低減措置が実施されることになっております。残りの5世帯でございますが、これは内閣府による建物の解体と宅地周辺の放射線量の低減措置が実施されることとなります。環境省で実施される11世帯につ



いては、現在、建物解体が進められており、解体後、放射線低減措置が実施されることとなります。また、内閣府で実施される5世帯については、建物などの現地調査を行っており、併せて同意書の取りまとめと建物内の片づけ、整理、そして、宅地周辺の放射線低減措置を今年と来年の2か年継続事業として実施されることになっております。

なお、復興公園整備については、令和3年度に内閣府の事業で実施されることになっており、公園の整備内容については、今後、内閣府と詰めながら、できるだけ施設の規模を縮小し、後年度負担のかからないような整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、大火山地区の風力発電施設稼働に関わる川俣町との協定についてでございます。まず、議会の皆さんには、大変ご心配をかけたところでございますが、川俣町から指摘のありました風力発電施設の景観の件についてですが、当初の説明資料に誤りがありましたので、お詫びと訂正、それから、環境アセスメントの追加資料などの提出を行って、川俣町からご理解をいただいたところであります。その後、川俣町から、風力発電施設の稼働に伴う騒音とか低周波振動などなどに川俣町飯坂地区住民への健康被害が心配されるため、被害が生じた際の対応などについて協定書の締結を求められましたので、現在、協議をしているところでございます。協議の中で、村としては、健康被害が生じた場合の基準が明確ではないため、健康被害の申出があった場合の対応をどのようにすべきか、例えば、公害の基準値を参考にするなどの対策が必要ではないのかと考えているところであります。また、被害者が出た場合の賠償に関し、事前に基金の積立てや、あるいは、積立額の報告義務など、幾つか村としては問題がある課題があり、同意には現在至っておりません。引き続き協議を重ね、双方が誠意をもって、できるだけ早い機会に協定を締結できるように取り組んでまいりたいと思っております。また、この本協定書は、川俣町長、飯舘村長、いいたてまでいな再エネ発電株式会社代表取締役の3者の名前で締結するものであります。

なお、風力発電施設については、8月上旬から中旬にかけて試運転を行い、ついこの間の4日に本稼働し、東北電力に売電を開始をしたところでございます。

それでは、次に、各課の報告を申し上げさせていただきます。

まず、総務課であります。

7月2日に飯舘村消防団の菊地 昇第2分団長に藍綬褒章の伝達が行われました。これは長年の消防活動に対し、4月29日付で内閣総理大臣から授与されたものであります。今後も村の村政進展のためにお力添えをいただくようお願いしたところであります。

また、次に、第2回の行政区長会議を開催しました。会議では、各課の主要事業などの説明を行った後、第6次総合振興計画策定の進み具合の説明、あるいは、新型コロナウイルス感染症への対応状況などの説明を行ったほか、各行政区から要望や質問を受けたところでございます。

次に、村づくり推進課であります。

第6次総合振興計画の策定状況ですが、さきにホームページなどに公表し、広く計画に対するアイデアや意見募集を行ったところであります。その結果を基に8月12日に第7回目の策定委員会を開催し、計画書に反映できるものは取り入れながら、最後の協議を行っ

たところであります。また、8月18日には、第2回目の振興計画審議会を開催し、村へ答申をいただいております。以上の経過を踏まえ、このたび計画書案を本定例会に上程いたしておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

次に、住民課関係であります。

初めに、村では、6月13日に交通事故死亡ゼロ1,000日を達成し、15日には、交通安全関係機関の代表らにも出席をしていただいて、相双地方振興局長から表彰状の伝達を受けたところでございます。

次に、税の課税状況であります。8月1日現在ですが、村民税2,433件、固定資産税257件、軽自動車税3,738台、国民健康保険税81件というのが課税状況でございます。また、新築家屋や増築家屋の家屋調査、家屋の解体などに伴う宅地等の現況確認調査など、来年度の固定資産税の通常課税に向けて準備を進めているところでございます。

次に、村民の帰還状況ですが、8月1日現在の村への帰還者は632世帯、1,242人、帰還率は23.3%ということでございます。これに震災後の転入者181人といたてホームの入居者などを合わせて、村内の居住者は755世帯で1,469人ということになっております。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外に199名、県内は福島市に2,410名、南相馬市に331名、伊達市と川俣町に288名、相馬市に148名など、合わせて3,654人となっております。また、1人当たり10万円を支給する特別定額給付金でございますが、支給実績は、対象者が1,844世帯、5,358人ですが、1,841世帯、5,354人に、約99.8%となりますが、5億3,540万円を支給したところであります。現在未申請者は、3世帯の4人でございます。

次に、健康福祉課でございます。

集団健診、7月1日から7日までの6日間、16歳以上の全村民を対象にいちばん館で実施をしました。総合健康診断者は、コロナ禍での実施であったため、昨年度比より234人の減で909人でした。これまでの集団健診の受診者数は、平成29年度が1,288人、平成30年度が1,242人、令和元年度が1,243人ということになっております。集団健診につきましては、これまで村内のほか、福島市や南相馬市を会場に加え、実施してきたわけですが、今年度は震災後初めていちばん館のみの健診会場としているところであります。健診の結果、治療が必要な方には、家庭訪問や電話で健康づくりを支援し、未受診の方には、個別に受診勧奨の案内を送付するなどして受診率の向上を図り、村民の健康管理に努めてまいりたいと思っております。

一方、4月から院内処方を開始しましたいいいたてクリニックであります。5月から7月までの間に延べ356人の方に利用していただいております。この人数は、月に118人、1日当たり15人ほどが利用しており、今後も村内唯一の医療機関として役割を果たしてまいりたい。

帰村された皆様を対象に、村内での憩いの場の充実を図るためのサポートセンター事業であります。これももう開いてから3年になり、利用者数も131人となり、様々な健康メニューなどによって参加者も多く、連日盛況に運営しているところであります。

また、帰村された村外のデイサービスを利用する方に対しての施設までの送迎を行う村

外在宅サービス等送迎事業、これも3年目を迎え、現在月平均170人ほどに利用をいただいているということであります。

次に、産業振興課関係であります。

まず、農政ですが、主食用米・飼料米、ホール・クロップ・サイレージ用稲の作付面積は、昨年度の11地区約45ヘクタールから、13地区129ヘクタール近くまで拡大しております。

次に、野菜などについては、品目に応じて県の緊急時モニタリング検査、または村の自主検査のいずれかを受けることになっており、7月末までにキュウリ、ナス、パレイショなど、51品目、226点の検査を実施しているところであります。

また、村内で生産した自家消費用の野菜についても、いちばん館や各行政区に設置した非破壊式検査機による検査を受けるよう各農家に指導をしているところであります。

次に、農地の保全管理ですが、今年度は、いわゆる10アール当たり、今まで3万5,000円の補助があったわけですが、これが終了し、担い手の農地集積に向けた準備ということで、10アール当たり1万2,000円の事業を実施しています。7月末現在、作業日誌の取りまとめによると、約650ヘクタールを担い手への集積が見込まれる農地として保全管理が実施されているところであります。

次に、鳥獣被害対策関係ですが、7月までにイノシシ147頭を駆除しました。また、村内で農業に関わる方の圃場については、ご希望に応じて順次、電気牧柵や猿対策用フェンスの導入を図っているところであります。

次に、農地の利用集積ですが、昨年の上飯樋地区において約115ヘクタールの農地を集積し、契約を結んだところであります。今年度、関根・松塚地区において、農地を集積し、約60ヘクタールを目標に進めております。令和3年度には、草野ほか7地区でも農地利用集積を進めるべく、意向調査とデータ整理などの準備を進めているところでございます。

次に、商工観光関係でございます。

まず、商工業者向け補助金、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援補助金がございますが、7月末までに4件の申請があり、568万円の交付を行っております。今後も申請交付の手続きを進めてまいりたいと思っております。

次に、6月1日から「いいたてプレミアム付商品券」を販売していますが、7月末までに村民や村内事業所に勤務している方に7,628冊を購入していただきました。さらには、この交付金を活用したイベントとして、8月9日に道の駅「までい館」において、村の商工会の主催で「いいたて夏祭り」を開催をしたところでございます。

次に、「ふかや風の子広場」でございますが、8月8日に関係者を招いてのオープニングセレモニーを行いまして、8月9日から一般公開をしています。9日は、大勢のお客様に足を運んでいただき、屋内の木製遊具や屋外の芝生広場や大型遊具で遊ぶ子供たちでにぎわっていたところでございます。おかげさまでオープン以来多くの皆様にご利用いただいておりますが、新型コロナウイルスで皆様に多少ご不便をかける部分もございますが、皆様に喜ばれる施設になるよう、これからも努力してまいりたいと考えております。

次に、「きこり」の宿泊状況ですが、平成29年7月から本年の7月末までの3年間の宿

泊者数は7,049名、入浴施設は、平成28年3月から今年の7月末までで2万8,572人が利用し、村民の憩いの場・交流の場となっているところであります。宿泊体験館「きこり」につきましても、新型コロナウイルス対策のため、入館を規制したり、一時休館措置を行うなど、対策に苦慮しながら施設運営を行っております。「きこり」につきましても、村唯一の宿泊施設でありますし、村交流事業の拠点でありますので、今後も村内外にPRをしながら、交流人口の拡大に努めてまいりたいと思っております。

飯館村の道の駅「までい館」の状況ですが、平成29年8月12日にオープンしてから7月末までのレジ客数は、「までい館」が30万510人、セブンイレブンが77万5,290人となっております。2,000円以上お買上げのお客様にいいたてオリンピアをプレゼントするなど、様々なイベントを開催し、村内外のお客様に足を運んでいただいているところでございます。改修工事により、売場面積の拡大を図ったことで飯館産の花弁や野菜の販売数も増え、好評をいただいているところであります。

次に、建設課関係でございます。

まず、農業集落排水管路災害復旧事業については、飯樋地区と草野1区地区を7月末まで完了いたしました。草野2区地区については、県道バイパス工事と関連するために次年度以降の完了となる見込みでございます。

次に、村道の草刈り関係ですが、行政区で実施する住民参加型環境保全事業による14行政区では、1回目の草刈りが終わり、2回目の草刈りを10月に実施する予定となっております。そのほか路線は、村内業者への委託による実施を進めています。また、国県道については、道路愛護交付金により、地元で対応可能な9行政区、約33キロメートルを実施しているところであります。

農林土木関係ですが、農地の暗渠排水・客土・用排水路の整備については、昨年度から継続して実施をしている6行政区のうち3行政区が完了し、今年度は3行政区の工事を実施しておりますし、昇口舗装で実施した接続路線の未舗装の対応として農道舗装工事13路線の発注を終え、今年度末の完了を見込んでいるところであります。

次に、教育課関係です。

新型コロナウイルス感染症対策ですが、こども園及び学校については、4月22日から5月8日までの期間、いわゆる9日間を臨時休校といたしました。この間、授業日数の確保ができなかった部分の対策として、夏休みを5日間短縮し授業日に充てることにより、子供たちの学習の遅れを取り戻してきたところでございます。

また、こども園については、特例が認められていることから、例年どおりの夏休み期間としたところであり、こども園、学校とも夏休み明けの2学期からスムーズに園並びに学校生活を行っているところであります。

次に、生徒の学習状況ですが、学力の定着と苦手教科の克服、希望進路の実現を応援するため、校内においては、「夏の学習会」を開催しました。昨年までは、花まる学習会を中心に実施しておったんですが、義務教育学校となったこともあり、今年度は学力向上アドバイザーの方及び教諭による実施をし、個別指導による学習の充実を図ってきたところでございます。

次に、例年実施されているPTA主催による「いいたてっ子夏祭り」は、実施が見送られております。こども園においては、これらの行事の代替として、保護者及び教職員のみによる運動発表会を学校体育館において実施することとしております。また、9月上旬予定の4年から6学年の宿泊活動、9月下旬予定の中学年の修学旅行について、この両方ありますが、これも新型コロナウイルス感染症対策のため、宿泊活動については、学校を拠点とした村内での実施、それから、修学旅行については、北茨城、大洗、日光、那須方面で実施することと今のところ決めております。

また、次に、学校給食での村内生産物の使用についてですが、学校給食運営委員会、学校運営協議会、教育委員会による検討を踏まえて、こども園及び学校PTAの説明会を開催することにより、9月の給食より段階を踏まえながら、少しずつではありますが、使用していくこととしているところであります。

生涯学習課関係です。

7月18日には、認定NPO法人BHNテレコム支援協議会のご支援により、パークゴルフ場にハナモモ苗を200本ほど植樹をしたところでございます。このBHNテレコム支援協議会は、飯舘村に様々な支援をしてくださいました。しかしながら、震災後10年目を節目に今回が最後の支援ということでございまして、10年間のご支援に対し、この場をお借りして心からの感謝を申し上げたいと思っております。

7月19日において、いいたて希望の里学園のプールでプールエクササイズを行いました。8月2日、7日、10日の3日間ですが、プール開放授業を開催し、延べ45人が参加したようでございます。

8月30日には、市町村対抗野球・ソフトボール大会の合同結団式を開催し、今年度の大会に向けて健闘を誓い合ったところであります。今後の事業実施に当たっては、感染防止対策を徹底しながら慎重に事業を実施してまいりたいと考えているところであります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第95号は、令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）でございます。これまでの予算に6億7,652万円を増額いたしまして、総額を148億6,600万3,000円としたところでございます。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に1億2,540万円、民生費の社会福祉費に4,254万4,000円、農林水産業費の農業費に4億7,390万5,000円などを計上したところでございまして、歳入には、地方交付税、国県補助金、基金繰入金、繰越金、村債などを充てているところであります。

議案第96号は、令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。これまでの予算に311万9,000円を増額いたしまして、総額を4億3,718万4,000円といたしました。

議案第97号は、令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。これまでの予算総額に39万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を4,766万3,000円としたところでございます。

議案第98号は、令和2年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

これも総額に7,738万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を11億9,270万6,000円といたしたところでございます。

議案第99号は、令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。既定予算総額に136万2,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を7,386万円といたします。

議案第100号から議案第105号までは、令和元年度飯舘村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。一般会計の決算額は140億819万9,000円、歳出の総額は119億2,658万5,000円、差引きで20億8,161万4,000円の黒字決算であります。このうち繰越明許費の財源として13億1,707万7,000円を差し引いた実質の収支というものは、7億6,453万7,000円ということになります。

なお、この中から財政調整基金に約4億円を積み立てているところでございます。

議案第106号は、飯舘村議会議員及び飯舘村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例でございます。これは、公職選挙法が改正されまして、選挙運動の一部が公費で運営できるようにするものでございます。

議案第107号は、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、村長等の給与の減額措置を10月26日をもって終了するものであります。

議案第108号は、飯舘村手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。これは、マイナンバーカード通知カードの廃止に伴い、カードの発行手数料を廃止するものでございます。

議案第109号は、飯舘村飲料水安全確保対策基金条例を廃止する条例です。これは、飲料水安全確保対策事業の廃止に伴い、その財源となっていた基金を廃止するものであります。

議案第110号は、飯舘村第6次総合振興計画の策定につき議決を求めることについてでございます。これは、地方自治法の議会の議決事件に関する条例に基づき、飯舘村第6次総合振興計画の議決を求めるものでございます。

議案第111号は、土地の取得についてです。これは、センター地区土取り場用地に供するため、当該土地を取得するものでございます。

以上が、今議会、提出いたしました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、ここで、私ごとで大変恐縮であります。10月26日をもって村長職を退任するに当たり、この9月定例議会が最後の議会になると思われまますので、ここで議員の皆様に御礼を兼ね、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

幾つかの私の個人的な強い思いが、24年間の村長の職を支えてくれたのではないかと、振り返ってみて今考えているところであります。

その1つは、就任したとき49歳でした。私のような民間の若造を選んでくれた村民は、えらいものだな、すばらしい方がおられるんだなという思いでした。ですから、それを忘れず、村民のため、身を粉にして働かねばならないとの思いをいつときも忘れずの24年間であったということでもあります。

2つ目は、就任早々、支持者から「公正無私」なる大変大きな額を頂きました。それ以

来、村長室の背中に飾り、私利私欲の行動は絶対にしない、してはいけないという強い思いを持って働いてきた24年間であります。

3つ目は、人は誰でも多くの人に好かれたいと思うわけではありますが、若い時に何となくではありますが、おやじの背中から、仕事に対しては、特に上に立てば立つほど厳しさが必要であり、併せて優しさをどう持つかが大切だということ、そして、もう一つは、損をして得を取れる的なこともありだということ学んだような気がします。この震災中、一見損をしているようであったり、あるいは、我々の代表なのに国寄りのことではないかと言われたことが何度もありますが、結果的には村民に他の自治体ではないようないろんなことをいっぱい与えたりできたりして、また、村としての今の復興が進められたということがあったのではないかと自分なりに思っているところであります。

そして、一番大切なことは、忘れてはならないことは、いずれにしろ議会の皆様の深いご理解とご支援、そして、ご同意があって諸課題がここまで進められてこられたということでもあります。

24年間、振り返りますと、これまで亡くなられた方も多くおられますが、数多くの議員さんとお付き合いをさせていただいたか、その数、なかなか数えておりませんが、全ての議員の皆様のご理解、ご指摘、ご指導が全てであります。その多くの議員の皆様の中에서도こうして皆様にご退任の挨拶ができるということですから、私にとって一番思い出深い、かつ感謝の気持ちを述べられる方々が今ここにおられる議員の皆様であるということでもあります。

改めてご協力、ご指導いただいたことに心からの御礼と感謝を申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。本当に本当にありがとうございました。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時43分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時22分）

#### ◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長（菅野新一君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第100号令和元年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第101号令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第104号令和元年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号令和元年度飯舘村後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6議案については、飯舘村議会委員会条例第5条の規定によって、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第100号から議案第105号までの6議案については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

#### ◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長(菅野新一君) 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君、以上の7名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7名を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

#### ◎日程第6、議員派遣の件

議長(菅野新一君) 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

#### ◎散会の宣告

議長(菅野新一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時26分)



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月7日

飯 舘 村 議 会 議 長                      菅 野 新 一

同                      会議録署名議員                      佐 藤 八 郎

同                      会議録署名議員                      相 良        弘

同                      会議録署名議員                      佐 藤 健 太



令和2年9月9日

令和2年第8回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和2年第8回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和2年9月9日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和2年9月9日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和2年9月9日 午後 4時18分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	2番 長正利一		3番 佐藤一郎		4番 高橋孝雄	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	村づくり推進課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	△
	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 委員長	伊東利	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年9月9日（水）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

日程第 3 令和2年請願第1号 自然体験の森・展望四阿立入制限の請願

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

9月7日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に相良 弘委員、副委員長に佐藤一郎委員を選任した旨、議長に報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。9月7日に産業厚生常任委員会が請願第1号の審査取りまとめ及び閉会中の所管事務調査協議のため、同じく総務文教常任委員会が所管事務報告書取りまとめ等のため、それぞれ開かれております。

次に、本日、産業厚生常任委員会から請願第1号の審査結果について、お手元に配付のとおり、議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。7番 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） 今定例会に当たり、一般質問を行うものであります。6月議会後、村民の声や願いを聞くために村内外訪問をしながらいろいろお伺いしたところ、今回質問いたしますことが主要な課題ということで取りまとめ、質問するものであります。

村長におかれましては、大変な9年間の中で、この村のかじ取りをしてきたことには敬意を表するものであります。私は立場の違い上、村民の声や願いを届けるという立場から村長に質問をし、答弁を求めてまいりました。今回も、その線でやらせていただきたいと思っております。

まず、インフラ整備について。

帰村者の買物場所を原発事故前のような村の3拠点整備するのが必要だということで、震災前には7つの直売所があって、直売所には人が寄り添って交流する中でいろんな情報が交わされておりました。大がかりなスーパーマーケットを目指すのではなく、そういった身の丈に合ったような、今の移動販売事業者の協力もいただいて、3拠点にぜひ買物できるような場所を設置するということが望まれております。そのことが1点目で

あります。

次に、診療所の診療科目。

努力され、薬ももらえるようになったわけでありませけれども、やっぱり歯とか目とかという部分もかなり健康上優れない人が多いという中で、ぜひその部分も広域的な関係も含め、隣接する市町村のお医者さんとの協議もされて科目の常設をすることで医療の充実を図っていただきたいという声があります。

さらに、これから9年が過ぎ去り10年目に入っていますけれども、そういう中での体の健康が優れない方がまだまだおられ、いろんな病院に通院されている関係上、医療費の無料化の継続というのは当然求められるものでありますので、そのことも踏まえて質問をいたします。

さらには、村民の交流の場ということで村内ではいろんな事業を展開されておりますけれども、村外との関係、村外で生活される方、村民の方を含めての交流の場がもっともあっていいのではないかと。その辺の声を取り集めて各方部ごとになりなんなり自治会が村外に存立してないので、その部分も踏まえて充実させることが必要だという声がありますので、その点についても質問をするところでもあります。

2番目に、環境問題についてでありますけれども、長泥地区での実証事業の実態とこれからの計画を。長泥地区だけの問題ではないので、飯舘村全体のイメージとして捉えられるし、そういうふうに見られるのは世の常であります。そういう面からもきちんとした見通しある説明を求めるものであります。

さらに、蕨平地区での放射性物質、汚染物減容化の実績があるわけでありませけれども、これから計画されているバイオマス事業での村民にとっての健康上の安心安全は担保されているのかどうか。危険性問題も含め、健康上の安心安全の施策をぜひ示していただきたい。

さらには、長泥地区の除染問題でありますけれども、他の19行政区と同じく扱うべきだというふうに思うのでありますけれども、除染しないでの避難解除というお話でありませけれども、自由に出入りできるように住民意向に応えながら、やっぱりきちんと除染をしていくという立場でやるべきだというふうに住民の方からも声がありますので、それにどのように対応されるのか伺うものであります。

さらに、村に戻る、村に戻っているという方の仕事、雇用についてでありますけれども、村民、村内事業者の持っている技術や能力を生かせる仕事として、雇用の場として業種ごとの大きな工事以外、ちょっとした災害箇所の復旧とか、ちょっとした道路の補修とか、そういうものでそういう村民の持っている力で、村内の持っている力でできることを、やっぱり村が業種ごとの村内の作業班づくりをして仕事や雇用の場に結びつけたらいいんじゃないかという長い間勤められた経験を持った方々の声などありましたので、そういう点も十分生かされることで高齢者の働く場や技術を生かす場が生まれるんじゃないかという声であります。

2つ目には、村内面積75%の森林での中長期的な仕事づくりとして、やっぱり森林、山林は除染しないという流れではなくて、除染をすることで間伐や全伐、植林、そして放

放射性物質、汚染物処理など国や県、東電に要求をして、きちんと中長期的な約束を取りつけることが必要ではないかと。何といたっても森林面積が村内面積の75%でありますから、ここを生かすか、このまま放置するかで、今は森林管理もできないという状況の中なので、ぜひそのこともきちんと要求をして約束させるということが、今非常に村に戻って村を復興させようとする人々にとって重要なところであります。

既存事業者への支援ですけれども、村特有の自然界、気候を生かしての事業への継続支援、南相馬のほうで早々と事業展開して三、五年の中で、非常に大変な手入れをされていると聞きますので、飯舘村もこの間、農業の振興を含め、産業振興含めいろいろ展開してきましたけれども、それが途中で駄目になるようなことのないような中長期的な支援も含めて継続させる、そして新たな事業も推進させるということが村に戻る方々に対しての村に戻る要件の大事なものだというふうな声も聞きましたので、そのことも含めて施策を伺うものであります。

コロナウイルス対策としての事業継続の給付や貸付金と、さらにはこのコロナ禍での生活支援に対しての制度紹介、窓口手続の簡素化などを十分されて、コロナの犠牲者とならないような施策を講じていただきたい。この間、前の臨時議会で1人当たり1万円という給付金が出されて、その連絡をもらった村民は大変助かるということでもありますけれども、まだまだ先の見えないコロナウイルス対策なので、事業継続も含めていろんな生活支援の制度紹介をもっと積極的に身近なものとして受け取れるような工夫をされてはというふうに思っております。そういう点でも具体的な施策を伺うものであります。

被災自治体の連携についてでありますけれども、6町村からの脱退を、もう一度考え直してはいかがかなというふうに思っております。なぜなら、飯舘村は特有のものもあるといっても一村での国、東電との交渉よりは、やっぱり6町村の中での提案や交渉が重要ではないかなというふうに多くの村民の声もありますので、その辺やっぱりきちんと撤回をして被災自治体との連帯は図るべきではないかと。しない理由と村民のメリットなんかも示していただいて、今後被災自治体と連携していくような施策を望むものであります。

以上で、私の質問を終わります。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私からは、2番の環境問題についての3点、それから最後の被災自治体との連携についてお答えをさせていただき、他のご質問はそれぞれ担当からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の長泥地区の実証事業の実態と計画についてでございます。

長泥地区については、平成30年4月20日に国が認定いたしました村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づきまして、居住促進ゾーンと、それから農の再生ゾーン、それから文化・交流拠点ゾーンに分けて事業を展開をしているところであります。

このうち、農の再生ゾーンの一部を利用して環境省が再生資材を利用して盛土をし、その上に遮蔽土壌を覆土をして農地造成を行う、そういう環境再生事業を実施すべく各種の実証事業を実施をしていると、こういうことでございます。



昨年度は被覆材、いわゆる遮蔽土を用いた花卉の加温栽培、ジャイアントミスカンサスやソルガムなどの比較的セシウムの吸収が高いとされている飼料作物の試験栽培を行い、再生資材と覆土による盛土の栽培試験を行っているところでもあります。今年度はトルコキキョウ、カンパニュラ、ストックなどの花卉に加えまして、地元の強い要望によりキャベツ、インゲン、キュウリ、カブ、ミニトマトなどの野菜の試験栽培を行っているところでもあります。

このうち、キャベツとインゲンについては、覆土なしの区画も一部設け、覆土した場合と比較することによって覆土材の農業利用上の特性の検証を行っているということでありまして、あくまでも覆土なしに再生事業を進むということはありませんということですので、ご承知おきいただきたいと思います。

環境省では、試験栽培を継続しつつ令和3年度から2年程度でこの農地造成事業を行い、あわせてその後、村では造成後の土地改良事業等に向けて、大変くねった田んぼなものですから、造成後の土地改良事業などに向けて今関係機関と協議を進め、調整を進めているところであり、それが完成すればすばらしい農地になるのではないかなと思っています。

いずれにいたしましても、事業の経過につきましては、議会をはじめ地元住民、報道機関等に情報の開示と説明を行っていることにしているところでもあります。

2つ目の炭平減容化施設の実績と、これから計画されているバイオマス事業についての安心安全施策ということでのご質問がありました。

まず、減容化施設ですが、環境省では炭平地区において平成27年度から村内の除染で出た可燃物や片づけごみ、あるいは4,500棟に及ぶ家屋解体による可燃性廃棄物、それから村外の農業経営のごみ及び下水汚泥などの減容化を行ってきたところでもあります。また、平成30年度からは防風林、いわゆるイグネを伐採してもらった約2万本以上の焼却も行っているということですのでございます。この中には4,500棟でありますから、かなりの村民の解体工事をやっていただいて、この焼却炉で燃やしていると、こういうことですのでございます。

ご質問の実績についてであります。令和2年8月末現在で約27万9,000トンで、そのうち村外からの汚泥などの引受けは約3万トンとなっており、現在の雇用状況は283名、地元雇用は22名ということですのでございます。

続いて、令和3年2月までの処理見込みということになっておりますので、長泥の家屋解体もあり、増加が予想されるところでありますが、約5万6,000トンの処理を見込んでおりまして、この期間、令和3年2月までに長泥も処理したいと、こういうことですのでございます。

次に、令和6年春稼働予定の木質バイオマス施設でございますが、運営事業者については、7月21日の事業者選定委員会における審査によって飯舘バイオパートナーズという名前の会社に決定をしたところがございます。

ご質問にあります村民の安心安全を確保するための施策でございますが、環境省の仮設焼却炉で行った施策と全く同じように、事業運営に当たってはバグフィルターを2基設

置するなどの放射性物質対策などを行うとともに、発電状況、排ガス、排水、空間線量率などの測定結果のこれまでやってきたのと同じように随時公開を義務づけ、村民の不安を払拭するような施策を、これから指導していきますし、義務として求めるつもりでございます。

また、議題となっております焼却灰の一部保管と最終処分先の確保でございますが、現在国、県などの関係機関と協議をしており、めどが立ち次第、また議会にもご説明をさせていただきます予定でございます。

3つ目の長泥地区の除染及び避難指示解除についてのご質問でございます。

長泥地区の除染について、特に復興再生拠点区域外は除染しないで解除する旨の報道がされているところでありますが、そういうことではございません。実際は環境省による主に道路周辺の除染が一定程度広い範囲を対象としながら実施されるほか、その除染範囲に含まれない場所のうち、宅地周辺については内閣府によるモデル事業ということで家屋の解体を含む遮蔽による線量低減実証事業が行われるようになっているところでございます。長泥地区の復興再生拠点区域外についても、区域内あるいは村の他の区域と同様の除染ができれば最も望ましいことではございますが、現時点では国の区域外の復興方針が明確に定まっていないため、協議に時間を要し、区域外だけが除染も家屋の解体もできず取り残される結果になってしまう可能性があるわけであります。

また、地元住民からは、せめて家屋の解体は実施してほしい旨の強い要望も受けておりましたので、村としてはこれを何とか解決するための一つの方策として区域外への復興記念公園整備と、そのための周辺整備として家屋の解体及び除染、その後の避難指示解除を盛り込んだ要望書を令和2年2月26日に国に提出をしたところであります。

その結果、内閣府から長泥をモデル地区として今回の事業が提案されましたので、長泥地区住民に対し、説明会を開催し、他の地区で実施した除染と同様にはならないことも説明しながら話し合いを進め、おおむねご理解がいただけたということから、このたび事業を進めることにしましたので、ご理解をお願いするものでございます。

なお、新しい避難指示解除に当たっての要件については、国が専門家の意見なども踏まえながら十二分に検討しているようではありますが、解除は放射線量が年間20ミリシーベルトを下回ることが確実であることなどの要件を満たした上で解除されるため、避難指示解除後は住民が自由に長泥を訪れることができるようになるものと思っているところであります。今後もできるだけ住民の意向に沿えるよう、国と協議を進めてまいります。

最後に、6市町村からの脱退を撤回すべきではないかというご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の帰還困難区域を抱える6町村で組織する「原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会」、その件については平成30年12月の設立以来、関係6町村が連携し、帰還困難区域の一刻も早い避難指示解除、帰還困難区域、区域外も含めて早い避難指示解除と住民の帰還実現を目的に国への要望活動を行ってきたところでありますが、今回の本協議会を離れることになった件は長泥地区に対しての村単独要望が国の認めるところ

となり、また帰還困難区域をめぐる復興の進み具合が他の5町村とは違っていることなども含め、本協議会長である葛尾村長に事前にお会いして相談した結果、本協議会とは別に進めたほうがお互いによりよい要望活動などができるであろうという結論に至り、結果的に協議会からお互いに理解し合って分かれることになった、離れることになったものであります。

したがって、村としては元に戻るということはありませんので、ご理解を願いたいと思います。

また、村民へのメリットを示せということではありますが、今回の事業を進めることで特定復興再生拠点区域外の家屋の解体や除染の低減措置が実施され、また区域内と同時期の避難指示解除の可能性が見えてまいります。そうなれば長泥の住民をはじめ人の動きが自由に長泥にできる、出入りできることとなりますので、地域の交流や復興が加速することにもつながるものと思っておりますし、長泥の村民の間の分断が解消されることとなりますので、ご理解を願うものでございます。

私からは、以上の答弁にさせていただきます。以上でございます。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは、質問1のインフラ整備の1点目と3の仕事・雇用についての4点についてご質問にお答えさせていただきます。

まず、ご質問1のインフラ整備についての1番目、帰村者の買物場所を原発事故前の3拠点（草野・飯樋・臼石）に設置することについて、お答えいたします。

議員おただしのとおり、草野・飯樋・臼石につきましては震災以前からの村の中心地区であり、村にとって重要な役割を持っておりますし、住民からも買物施設の要望が高い地域であると考えております。村としましても、そうした声に対応すべく商工会を中心としたスーパーマーケットの誘致や共同店舗の開設を計画しましたが、事業者の先行き不安から実現には至っておりません。

現在、村では復興拠点として道の駅までい館を中心に帰村者の買物の場所の提供を進めておりますが、経営はようやく短期黒字を計上できるようになったところでありまして、複数の施設を村が抱えるということは難しいと考えております。

しかしながら、までい館では今回直売コーナーの増床工事を行い、売場面積を拡大しましたので、取扱い品目も増えましたし、野菜などの農産物の販売数も増えております。また、併設しているセブンイレブンにおいても設備を増設し、取扱い品目を増やしているということでございます。また、村では本年度より村社会福祉協議会によります生活支援ワゴンの運行を業務委託しており、水曜日と金曜日の週2回、川俣町へ買物バスということで運行しております。また、帰村者の皆様と買物支援ということで利用いただいているということでございます。このほか、村外の業者が移動販売や宅配サービスにより生鮮食品あるいは日用品などの販売を行っているところでございます。

なお、帰村者の買物支援について、生鮮食料品も含めまだまだ不足しているという声もいただいておりますので、スーパーなど買物できる店舗の誘致に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな質問の3、仕事・雇用についての4点でございます。

まず1点目、村民、村内事業者の「持っている技術・能力」を生かせる仕事・雇用の場として業種ごとの村内作業グループを立ち上げていただきたいということのご質問にお答えいたします。

議員もご質問のとおり、村内には様々な技術・能力を持っている方々がおられます。その一つとして現在商工会建設部会によります高品質低価格住宅建設の提案がありまして、ご質問にありますような村の事業所によるグループが立ち上がっているところがございます。これは村内の建築関係業者が協力して新築住宅の建設から電気設備、内装工事、水道設備など住宅建設に係る一連の工事の標準的なモデル案を提案し、低価格で安心な住宅を提供するという取組であります。こうしたグループが建設関係だけにとどまらず、他の様々な場面でも幅広く活躍していけるよう継続的に支援を行い、商工会はじめ村内事業所等と協力しながら持っている技術・能力が活用できる仕事・雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の森林での中長期的な仕事づくりについてお答えいたします。

村の除染は国による直轄事業により平成24年から開始され、平成28年12月までに宅地、農地、道路において面的除染が行われましたが、森林においては住宅等の林縁部から20メートルの範囲までとなっております。多くの森林については除染の対象外となっておりますが、村といたしましては森林の放射線量を低減し、森林資源を活用していくためには山の手入れ等を通して間接的に放射線を低減していくことが必要と考えております。

このたび、蕨平に予定をしております木質バイオマス施設建設もその一環であり、森林施業で出る間伐材や問題となっておりますパーク、樹皮を主燃料とすることにより、被災自治体や福島県内の広域的な森林施業に大きく貢献するものと考えております。

飯舘村をはじめ浜通りや阿武隈山系の市町村では東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響で森林整備や林業生産活動が低下しており、この木質バイオマス施設を整備することにより広域的な課題を解決しつつ農林業の活性化を図り、地域の雇用の場の確保ができるものと考えております。現在、飯舘バイオパートナーズが運営事業者に決定し、令和6年春の稼働予定で福島再生加速化交付金の申請に向けて協議中であります。

本事業の鍵となります高濃度になると予想される放射性物質を含んだ灰の処理につきましても、広域的な課題解決を図るためには不可欠な施設であることを強く訴え、国・県・関係自治体と協議をしております。今後も引き続き各種補助事業を有効活用し、地域振興や働く場の確保等を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問3の3点目についてお答えいたします。

飯舘村の農業は年平均気温約10度、年間の降水量1,300ミリ前後の高原地帯独特の冷涼な気候や昼夜の寒暖差を生かした林業、トルコキキョウなどの花卉、インゲンやブロッコリーなどの高原野菜の栽培に取り組み、市場でも高い評価を得てきたところであります。避難解除から3年が過ぎ、村では「生きがい農業」から「なりわい農業」への移行を進めるとともに農地中間管理事業による農地の担い手への集約や、原子力被災12市町村農業者支援事業など新たな農業に取り組む農業者への支援を積極的に行っているところであります。

これまでの実績としましては、生きがい農業支援としては、平成29年度から令和元年度まで合計359件、1億5,045万4,000円の補助をしております。なりわい農業としましては、営農復興支援として平成28年度から令和元年までの合計94件に対し、9億2,436万4,000円の補助をしております。そのうち5,747万3,000円は村単費による県補助金への上乗せ補助でございます。令和2年度からは村からの上乗せ補助は行っておりませんが、申請事務の支援をしております。8月末現在で今年度25件の申請支援をしているところでございます。

また、畜産再開素牛導入支援については、平成27年度から令和元年度までの合計で14件、86頭の導入に対し、4,113万1,000円を補助しております。現在もトルコキキョウ、アルストロメリアなどの花卉について、その品質の高さから市場での評価を得ているところであります。また、畜産についても子牛の価格が1頭平均70万円台まで回復し、繁殖農家や飼養頭数、肥育頭数も増加傾向にあります。

飼料作物などの土地利用型作物の作付支援や飯舘村特有の冷涼な気候や寒暖差を生かした農作物の生産をするための支援と併せて、まだまだ続いております担い手不足の解消に向けての支援を進めてまいりたいと考えております。支援に当たりましては、国や県の支援事業を有効に活用していきたいと考えており、各種支援事業の継続を国・県に対して要望してまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問3の4点目です。コロナウイルス対策としての事業継続給付貸付金と生活支援に対する制度紹介等窓口手続の簡素化についてお答えをさせていただきます。

まず、先般創設されました村独自の補助金であります新型コロナウイルス感染症対策事業継続補助金につきまして、現在7事業所、約800万円の申請があり、支払いをしているところであります。こちらの補助金につきましては、今後も村内事業所に周知の上、該当事業所については申請を促してまいりたいと考えております。

なお、申請についても、昨年と比較して3割以上売上げが減少していることが分かる資料をご持参いただければ一度の相談で申請が完了するような様式とし、手続の簡素化を図っております。

また、給付金、貸付金などの制度紹介につきましては、現在も村と商工会が協力し、商工会事務所にワンストップの窓口を設置しております。その窓口において、国・県・村の区別を問わず事業者支援に関する相談を受け付けており、対応しているところであります。

新型コロナウイルスに関しましては、感染拡大が続いており、影響も長期化するおそれが出てまいりましたので、今後国などから出される新しい対策や支援事業につきましても情報の収集に努め、引き続き事業者の皆様の負担軽減を図られるよう支援してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは、1、インフラ整備についての1の2と1の3についての質問に答えていきます。

まず、1の2、診療所の診療科目を増やし、医療の充実を図ること、医療費の無料化を

継続することとのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、診療科目を増やすことについてのご質問ですが、現在は内科・外科の1科目で毎週火曜日と木曜日の午前中診療しております。帰村している村民も少ないことから、これ以上の診療科目を増やすことは医師などのスタッフを考えると経営的に難しい現状にあります。

なお、内科・外科以外の診療については、福島市のあづま脳神経外科病院やほかの医療機関への紹介状にて対応しており、当面は現医療体制で継続してまいりたいと考えております。

また、懸案になっておりました薬局の件であります、今年4月より院内処方スタートし、来院者の利便を図っているところであります。

次に、医療費の無料化継続についてですが、村単独では財源的に無理であり、引き続き県やほかの自治体と連携し、国に無料化継続の要望をしております。

なお、医療費の個人負担軽減のため食生活改善や健康づくり対策を充実させ、予防医療に努めてまいります。

続きまして、1の3. 村民の村内・村外での交流の場を増やし、生活全体での相談会を充実させることとのご質問にお答えさせていただきます。

村では帰村した高齢者を対象としたサロン「つながっぺ」や健康福祉課で実施しております運動教室などにより定期的に村民が集まれる機会を確保しております。そのほかにも敬老会や文化祭、新春村民のつどいや生涯学習事業、そしてスポーツ交流事業など定期的に村民が集まれるためのイベントも実施しております。村外の活動につきましても、川俣方部や福島方部で開催されているサロン、いわゆるお茶会などにも保健師を派遣し、村民の集まる機会を後押ししております。今後もより多くの村民にサロンや教室などにご参加いただけるよう努めてまいります。

次に生活全体での相談会についてであります、村は健康や福祉、産業など分野ごとに各課が事業目的に特化した業務を行っております。例えば健康診断を受診した方が結果表の見方が分からない、検診結果の数値が気になるなど疑問に思われる点などがあるときは、健康福祉課にご質問をいただければそれにお答えすることができますし、場合によってはご自宅への訪問も行います。また、新しく農業を始めたい、今行っている農業の規模を拡大したいなどのお問合せには、産業振興課がその手法や補助事業などについて細やかに説明いたします。

日常の生活などでお困りの方は、まずお電話や来庁などにより担当課にお問い合わせいただくことが問題解決の一助となると考えております。さらには、毎月村の顧問弁護士による心配事相談会も開催しておりますので、ご相談いただければと思います。

私からは、以上であります。

7番（佐藤八郎君） 1件目について再質問を行いますけれども、今、道の駅までい館が復興拠点ということで、そこにいろんなことをやって、そこが買物場所の中心という流れです、そこに行くための買物への足の確保について伺っておきます。

住民課長（山田敬行君） 本年度から社会福祉協議会に委託しまして生活支援ワゴン運行事業

というのをやっております。事前の予約が必要であります、2日前までの予約ということですが、自分の自宅からそういったまでい館、道の駅に買物したいといったときに予約をすれば、乗り合わせになりますので自分の都合のいい時間になるかどうかはあれですけども、基本的に買物に利用できるという事業であります。

7番（佐藤八郎君） 村外の業者、移動販売や宅配サービス、入ってもらっていますけれども、帰村している方々の必要としている商品の動向は村としてはつかんでいるのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 村外の業者の方々、村内のほうを巡回されて行商といたしますか、移動販売を行っているということは把握しておりますが、それぞれ商品、どのぐらいの量かというのまでは把握はしておりません。それぞれ訪問した際に需要を聞いて次回の販売の訪問のときに、それを持つような、そんな取組ということで聞いております。

7番（佐藤八郎君） 把握してないということで、そうすると販売業者、宅配サービス業者が来たときに、次回来るときまでこんなものをお願いしたいとか、そういう注文なんかも当然受け付けて便宜を図っているという流れでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） そうような取組ということで認識しております。

7番（佐藤八郎君） 私質問したように飯館村、草野中心に直売所を、ちょっと輪をかけたようなものでスタッフを1人置いて、そういう流れで便宜を図るといのが必要なんではないかなと。社協のワゴン、前の日予約すれば迎えをもらえるということですけども、気軽に行って集まって交流できるような場というのも、ただ物を欲しい、買うだけの話じゃなくて、直売所の、7つの直売所って、そういう意味で非常に震災前重要な役割を果たしたものだかなと思うので、そういうことも、どうもこれだけの帰村者の人口の中で、そんなに大きなスーパーに似たような店舗を構える考えじゃなくて、もっと気軽にお茶飲み会できるようなスペースも取ったもので、地元の人が1人ずついて交流の場にしてくれるような、そういうまでいな買物拠点というのを考えたらどうかなというふうには思っておりますけれども、そうすれば業者がその3か所に降ろして帰れるわけですよ。注文も受け付けられるし、そういう循環型の3拠点の店舗というのは非常に助かるのではないかなというふうに思っておりますけれども。

産業振興課長（村山宏行君） 議員ご質問のとおり、従来ですと各集落の商店が、近所の方々が来てお茶飲みしながら、ついでに買物していく、そんなコミュニティーの場所にもなっていたのかなということですが、現在のところ、そうした商店が開かない、またそういった声がなかなか上がってこなかったというのが現実かなと思っております。

ただ、ご質問の趣旨、非常に理解できる場所でありまして、そういった小規模でもいいからそういった昔の直売所であるとか商店を開きたいと、再開したいということがありましたら、村としても積極的に支援をしてまいりたいと考えておりますので、ぜひそういった方向にいくように進めてまいればと考えております。

7番（佐藤八郎君） 2件目に入りますけれども、確かに避難していて、いろんな科に飯館村民がお世話になって健康維持しようということをやってきましたので、いろんな科にかかっていると思うんですけども、元どおりに近づく意味では歯科だけでもどうかならないのかなと思うんですけども、いかがでしょう。

健康福祉課長（細川 亨君） 今の質問ですと医科、内科・外科のほかに歯科も何とかならないかということではありますが、なかなか今現状で需要も、この1年間、歯科の問合せ1件ほど来ております。そういうふうな中でなかなか需要も伸び悩んでいるのかなという状況の中、近隣にも歯科医師等ありますので、そちらのほうを現状では案内しているということで、今そういうふうな対応をしておるところであります。

7番（佐藤八郎君） 例えば、川俣町にしる南相馬市にしる、近隣の歯科で週1回とか週2回なら行ってやってもいいというものは生まれないんでしょうかね。あづまオンリーで考えているのかどうか知りませんが、そういう住民が必要とするものに応えようと思ったら、そういう協議もあってしかるべきかと思うんですけれども、いかがでしょう。

副村長（門馬伸市君） 震災前と避難指示解除の条件が、全くご承知のとおりであります。非常に戻ってくる方が少ないということで、先ほど内科・外科以外にという話もありますが、やはり私らも歯科は確かにあれば非常に高齢者の皆さんも助かるなというふうには思いますが、現在のところ、患者さんがどれだけ来るか分からない中で歯科を今のクリニックの中にお願ひするというのは非常に難しいのかなと。

例えばあづま脳外科でなくて、今のご指摘のように隣町からということであっても、ご承知だと思いますが、歯科がかなり閉鎖されているんですね。全国的な傾向なんですけど、いわゆる歯科のお医者さんが過剰ぎみになって倒産しているというんですかね、そういう状況になっています。ですので、そういう方、村に来てもらったらいいんじゃないのという話にはならないんですね。現実的に。

ですので、通院バスというのかな、今買物バスやっていますが、川俣町に週2回、そんな形で、何か歯科のほうの予約みたいな形でできないものかというのは検討しなければならないなどは私も思っていました。ですので、買物バス今の歯医者さんかな、それは川俣町になるのか南相馬市になるのか分かりませんが、その辺は向こうから来てもらうというのはなかなか難しいと思うので、こちらから週1回なり2回なり通院をして治療を受けると、こんな形が取れないものかどうか検討したいと思います。

7番（佐藤八郎君） 環境問題の1番ですけれども、この遮蔽土、いわゆる修復材、遮蔽土を用いた花卉の加温栽培、いろいろ報告ありましたけれども、こういった長泥での事業としての放射線量値と働く人の被ばく量、土壌の測定値というのは実態としてきちんと計測され、公開されているんでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 長泥地区につきまして帰還困難区域ということがありますので、そこでの作業については、環境省のほうで全て把握をしている、計測をしているというふうになってございます。当然線量計も身につけて、それで作業を進めているというふうに認識をしております。

また、そこで協力いただく村民の方、長泥地区の方いるわけですが、そちらの方についても線量計を持っていただいて、その上で計測をしているというところでもあります。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 今答えてもらってもいいですけれども、この環境省の計測している、これからのじゃない、これまでやってきた経過の説明は今できるんでしょうか。



産業振興課長（村山宏行君） 現在、手元にちょっとデータ持っておりませんので、後で示せばと思っております。

7番（佐藤八郎君） 議長にお願いします。あるデータ、後でいただきたい。

2の環境問題の2番目の蕨平地区のことですけれども、減容化した灰などの処理量と運搬量などの実態をお示し願いたい。

産業振興課長（村山宏行君） 減容化施設の実績ということではありますが、量についてはご質問の答弁にありましたとおりということでもあります。基本的に焼却しますと高濃度の灰が出るわけでございます。灰の現在の保管の状況といいますか濃度でございますが、物によってかなり変わります。740ベクレルから16万ベクレルという数字で報告がございます。これは1キログラム当たりです。こちらについて、一部については中間貯蔵施設のほうに運んでおりますし、また富岡町にあります特定廃棄物埋立処分施設、こちらのほうにも搬出をしているということでもあります。

また、こちらについて、一気に運べるというものではありませんので、全て場内での積み重ね、堆積をしながら処理をしているということですので、村の中に貯蔵しているというものもあります。今、保管をしておりますのは2万3,000トンほど村内に、これは蕨平地区内でございますが、保管をしているという状況でございます。

7番（佐藤八郎君） 蕨平にある保管倉庫というんだか建物ですか、あそこの中に2万3,000トンは今もあるという、それはコンクリの中に灰が入って、それが堆積されているということなのか。どんな実態で、そこからの運搬もしているのかしてないのか、実態をちょっとお聞かせください。

産業振興課長（村山宏行君） 減容化施設につきましては、常時稼働しておりますので、毎日焼却灰というのが出てまいります。それを村内の蕨平地区内の保管施設に一旦保管をして、随時村外の中間貯蔵施設でありますとか特定廃棄物の埋立処分施設のほうに運び出しているところでございます。

運び出しの実績でありますけれども、中間貯蔵施設にはこれまで2万6,808トン、それから富岡町の特定廃棄物埋立処分施設については1万6,524トンということで実績がありまして、これは日々移動しておりますので増えていくというような、そんな状況にございます。

保管をどのようにしているかということなんですが、16万ベクレルということでもありますので、ただ、これは空間線量にするとそんなに大きなものではありません。ですので、一応フレコンバックに詰めて、それで建屋自体は周りを放射線の防護をしながらという形になっておりますが、保管をしているという状況でございます。

7番（佐藤八郎君） 今言われたのでデータの的にはあるということなので、議長、それも後でいただきたいんですけれども。

あと、次の質問ですけれども、バグフィルターを2基設置、バイオマスのほうです。バイオパートナーズに決定されて、バグフィルターを2基設置するということが対策するんだということでもありますけれども、バグフィルターの性能は学者によっていろいろあるようですけれども、今の村の性能というか考え方はどの位置にあって、東京電力での

放射性物質の処理に使われているのは、バグフィルターのまた後ろにHEPAフィルター、大型のものをつけて放射性物質出さないようにという努力されているようですが、そういうことではどういうふうに健康被害の観点からいって考えた方がいいのか、ご説明願います。

産業振興課長（村山宏行君） 現在の蕨平減容化施設での状況であります。今、蕨平の施設では廃棄ガス、排ガスですね、それから地下水、それから場内に入りました雨水排水、その部分について定期的に、また定期的に点検を行って計測をしております。

これまでの実績であります。いずれもND検出限界値以下でございます。したがって、安全性は確保されているものと考えております。

7番（佐藤八郎君） 環境問題の3番目ですけれども、解除は放射線量が年間20ミリシーベルトを下回るということが確実であるという要件は、ほかの地区と同じでありますけれども、ほかの地区は除染基準5ミリシーベルト以下ということで除染を進めてきて、今度長泥は20ミリシーベルトを下回ればということで、ここの整合性はどうかと、住民の意向に沿うよう国と協議をするというのは、除染のことで協議をするということなのか、何を住民の意向に沿えるよう国と協議を進めるとしているのか。

村長（菅野典雄君） 原発事故で全村避難になってしまったわけでありまして。避難の条件が、年間20ミリシーベルトを超えるので村から避難しなさいと、こういうことがあって避難させられたわけでありまして。20ミリにならない可能性があるんじゃないということで、例えば室内で、特別養護老人ホームの入居者であったり、あるいは介護する方は避難先から通う、工場は避難先から通う、こういうことが20ミリシーベルトということでございます。

ですから、我々は、だから20ミリでいいという話にはなりませんから、何せ最低でも5ミリ、そして目標的には1ミリと、こういうことでやってきたわけでありまして、取りあえずやはり長泥も20ミリシーベルト内に収めていただくということによって、いわゆるその当時飯舘村全域というか、長泥除いては日中は行っていいよと、夜は泊まって駄目よという話でありますので、その範疇に長泥の区域外もできるのではないかと、こういうことでございますので、幾らでも低いにこしたことはございませんけれども、理論的には国の方針、そして私たちがそれを受けたことと合致するということでの長泥の区域外と、こういうことでございますので、ぜひご理解いただければと思います。

7番（佐藤八郎君） 村長、19行政区は除染の基準だといって5ミリシーベルト以下ということで、今度長泥は5ミリでなくて20ミリ以下ならいいんだと今言ったような気がするんだけれども、その整合性は同じ村民としてどうかと。

村長（菅野典雄君） 上からお答えさせていただきますが、5ミリになることにこしたことはないわけでありまして、なかなかそうなりますとかなりの大変さ、あるいは長期というものがありますので、取りあえずはやっぱり出入りができて、自分たちのふるさとを少しでもやっぱり日中我々が草刈り、田んぼの草刈りをやったり、いろいろなことができる、そういう環境をつくっていくということで、徐々にこれからの長期にわたっては下げてもらう、あるいは自然に下がっていくという、そういう考え方でいかざるを

得ないのではないかと。あるいは、そうすることが住民にとって出入りができるということではないかなと、このように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） 今後もできるだけ住民の意向に沿えるよう国と協議というのは、もっと広い範囲で除染をしていく、今言われるようにこちらの村民と同じような環境にしていこうという除染についての協議するのか、何をするんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 私たちも、いわゆる除染はしたけれども一部高いところがあるんじゃないのということで、ホットスポット的な除染というのも幾らかなりともやっていただいた経緯がありますから、長泥も、もしこれからいわゆる放射線量を測ってそういうところがあれば村としてはやっぱり要望していくと、こういうことになっていくんじゃないかなと。あるいは応えていただくようにこちらとしては努力を、精いっぱい国のほうに求めていくということになるだろうと思います。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 仕事・雇用のほうで、1番ですけれども、住宅建設の提案がすばらしいものがあつたと、あつて、今進んでいる、立ち上がっているという話ありますけれども、昇口舗装や農道とか壊れた部分での簡易な舗装工事なり道路修繕、そういう関係での作業班的な、こういうグループ的な立ち上げがあつたら非常に助かるんじゃないかというふうにずっと聞いているんですけれども、そういう部分では何か動きなり、村でそういう、要するに長い間建築会社、そういう会社にお勤めして定年退職して戻っている方で仕事、そういうものがあれば、大きな機械とかいろいろ持つんじゃないかと、そういうものは既存の村の業者さんと連携しながら、簡単なもので、できる範囲で、震災前でしたけれども議会でも全国に研修をする中で、町でそういう作業班を持って、ある一定の部分は舗装までもやっているような作業班を持っている自治体も幾つか研修したことあるんですけれども、そういうまでいなやり方というのを考えるべきでないかなと、こういうことの流れですからね、そういう意味ではどうかと。

産業振興課長（村山宏行君） 建設部会以外にもそういった取組はということでもありますけれども、確かに技術を持って退職された方、結構地域にはいらっしゃるといふふうに認識しています。こういった技術を活用しながら村の中では、例えば農道の補修であるとか、それから水路の補修、そういったところに多面的事業などを活用して、そこで働かれる主な技術者というのは、議員がおっしゃったような、そういった技術を持った方々なのかなというところで認識をしているところであります。

昇口舗装については、ほとんどのところで舗装事業終わっておりますので、残っているのが農道とかそういったところの管理になるのかなと思いますが、震災前ですと道普請事業ということで地域の方々のお力を借りながら行っていたということがありますので、そういったことを今後も要望が出てくる際には、再度取り組むというようなこともあるのかなと考えております。

7番（佐藤八郎君） 3番目の2件目の中で最後のほうの答弁の中で、高濃度になると予想される放射性物質を含んだ灰の処理ということでもありますけれども、危険物の放射性物質の灰などの保管、運搬などの当面の計画などは、どのように持ってらっしゃるのか。

産業振興課長（村山宏行君） 高濃度の放射性廃棄物ですが、焼却しますとどうしても8,000ベクレルを超えるものが出てまいります。8,000ベクレルを超えたものについては、先ほどの蕨平の減容化施設へ運んでおりますような中間貯蔵施設、あるいは専用の処理施設に運ばなければならないとなっております。

現在、蕨平の分については環境省が行っていますので国のものということで、そのルートは出来上がっているわけですが、今後、例えばバイオマスの事業をやっていくということになりますと、どうしても民間の事業所に排出されるものですので、その部分については、まだ確定されておられません。

ただ、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、広域的な部分というのは課題があるわけです。また、双葉地区あるいは阿武隈山系での共通の課題ということで、その課題解決のためには、ぜひこういった施設が必要であると考えておりますので、今後もその詰めを行っていくということで今取り組んでいるところでございます。

したがって、まだ現在、具体的なその計画、運搬の計画とかそういったことは、まだありませんので、ご了承願います。

7番（佐藤八郎君） 今の考え方だと、バイオマスが始まることで、そこが飯舘村の最終処分場みたいに村民は考えるべきなのか、いや最終処分場って飯舘村内での処理の最終になって、そこから今度中間とかそういうところに行くという、それはどのぐらいの量が出たり、どういう流れになっていくか。

言う人に、専門的な人に言わせれば、飯舘村のバイオマスが始まって、バイオマスの能力によりますけれども、毎日本気になってやったら1年もかからなくて飯舘村の森林はなくなるんじゃないかと言う人もいるし、だからもっと小さめなものにして、除染も含めた間伐や全伐も含め、植林も含めた森林の再生というか、元に近いような緑豊かな村づくりをしていくには、そういう中長期的な、一遍に大事業で裸山にしてしまうというやり方じゃなくて、中長期的な森林再生、緑豊かな村を再生していくためにも小さめなもので対応しながら、労働者、雇用の場も含めて事業として国・県・関係自治体と協議して進めるべきではないかってずっと私も思っているし、森林組合長となんか話しても、そういうことも考えるべきかなというのもあるし、だからいろいろ端的に大きい大型施設をつくって一気に処理して経営を何とかしようという、確かに事業として補助が下りる、大きいものができることはあるかもしれませんが、長期的に、中期的に考えたときに、一気に村が裸山になって災害の温床になっていくようなやり方じゃなくて、やっぱりある一定の部分、除染も含めた形での間伐や全伐も含めてやりながら進めるといった長期的なものがあってしかるべきかなと思うんですけども、そういう点ではどうでしょう。

村長（菅野典雄君） 前にもお話ししましたように、いわゆる山の除染がないという中で、かなりの自治体がやっぱり山を持っているわけでありまして。飯舘村もかなりの面積を持っているわけですが、それをどういうふうにしていくかということで、村も独自でバイオマスができないのかという調査はかなり国の調査費を入れてやったわけでありまして、一つは経営の面がそう簡単ではない。

そして、もう一つは、いわゆる出てくる高濃度の灰の処理が国は責任は持たないと、こういうことであつたわけでありましたが、やっぱり山の除染をしていかなければならない、あるいは山の間伐をしていかなければならない、こういうことになると、どういふふうに方法があるかなというところで何度も議会のほうの全員協議会で話をさせていただいていますが、いわゆる県内の中でいろいろまだまだ困っているところがある。あるいは処理に悩んでいるところがある。特に森林をやっているようなところではパークといひますか皮、何度か前に太い木であれば芯は大丈夫だと、だけど皮は結構いろいろなものが入ってるよと、こういうことがありますから、そういうものと併せて村の中も少しづつということで、何か大きくすれば村の山がもう裸になるというような、そんなようなことはできるはずありませんし、やるべきでもない、このように思っていますので。

ただ、一方で経営を合わせることも必要なわけでありますから、その辺のいわゆる折り合いというところで今回の規模が出てきたり、これからみんなで力を合わせて、そしていわゆる灰も今回は国が責任を持ってやるというのが最低条件ということでありますから、まだ「分かりました」という答えはもらっていませんが、もしそれをやらなかったら、この福島県の、特に浜通り近辺の山は、まさにそのままがいいという話でいいんですかというのを強く、飯舘村だけではなくて、やっぱり全県的にやっていかなければならないと。多分県もある程度そこは考えていると思いますから、これから県のほうのバックアップもお願いをしながら、国が責任を持って森林の対応をする、パークの対応をする、こういうことをやっぱりやっていくということではないかなと。

それを、幸いに蕨平のところが非常に広い土地がある、ですからいろいろ木を集められる、集めて置いておくという場所も出てくるのではないかと。それを置くにしても、やっぱりいろいろな設備とかやらないと、何かそこに危ないものが置いてあるというようなことにしないようにということで、まだまだ課題はいっぱいありますので、一つ一つ詰めてやっていきたいと、このように思っているところでありますので、何とぞご理解をいただきながらご協力をお願いしたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 長泥もそうですけれども、蕨平も私らと同じふるさと、そういうことで提供して、苦渋の選択をして、本当に我慢をして提供しているわけですから、健康で安全な結果に終わらないと、本当に長泥や蕨平の皆さんが決断したことが悪いことになっては申し訳ないという部分では、きちんと安心安全な健康な地域にしていくというのは私も強く要望するところであります。

仕事・雇用の最後になりますけれども、ハウス内でのキノコ生産などは何か事業として提案なり考えなりあるんでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 菌茸類の生産ということでありますけれども、現在どうしても菌床シイタケとか、あるいは原木のものというのは、どうしても放射性セシウム、こちらを何か選択的に吸収するようだというのが分かっております。なかなか高い濃度になるということがありますので、今、一応あいの沢でそういった実証試験を行ってはおりますが、濃度的にはやはり売り物になるとか、そういった形にはなっていないのかなと

感じております。今後、林産物の産品として村の貴重な資源でありますので、そういったことができないのかどうか、引き続き検討はしてまいります。

7番（佐藤八郎君） なかなか自然界の木を使った震災前のようなキノコ栽培というのは大変難しい、ハウス内での菌床栽培とか、いろんなことでは豊栄の方も一部始められたり、八和木の方も始めたり、いろいろしていますけれども、そういうハウスで経営できるようなものがあればどんどん入れたらどうかと思います。

最後になりますけれども、賠償やいろんな補償、いろいろ切られていますので、生活していく上で年金だけの暮らしの方が大変心配して、今後の生活保護やら減免やら貸付けなど含めて制度があることを知らせながら、制度を利用する申込み等、そういうものを紹介等、申込みの簡素化、そういうものを具体的に分かるようにしないと大変なことに生活がなるのかなと思っています。その辺での答弁を求めたいと思います。

産業振興課長（村山宏行君） 仕事・雇用の一番最後ですか、事業者としてのコロナ対策の制度紹介ということなんですが、ワンストップ窓口の実績を申しますと、商工会の窓口のほうにいらっしゃった、相談された方105件ということで報告を受けております。持続化給付金につきましては、基本的にはネットでの申請となっておりますので、この105件以外にもそれぞれ個別に申請された方が多いのかなとも思っているところでございます。

あと、後段にご質問ありました一般の方々、いわゆる仕事を持たない高齢者、そういったところについては、また別の相談窓口という形で対応していく形になるのかなと考えているところでございます。

7番（佐藤八郎君） 健康福祉課長からも答弁を。

健康福祉課長（細川 亨君） 社会福祉協議会のほうが窓口になっておりますが、主にコロナウイルス関係で休業された方向けに緊急小口資金というのがあります。貸付け上限額は20万円ということで据置期間は1年、償還期限は2年以内ということで、貸付け利子は無利子、保証人は不要というふうに簡単に貸付けいただけるものもあると。また、失業された方向けにも総合支援資金というのがありまして、こちらのほうは2人以上の家族でありますと月20万円以内というのが3か月間、最高額60万円まで貸付けを受けることができます。単身の場合でも月15万円、原則3か月以内ですから45万円まで借りられるという資金がございます。もっと、PRがちょっと不足しておりますので、お知らせ版のほうでもっと周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

議長（菅野新一君） これで、佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、3番 佐藤一郎君の発言を許します。佐藤一郎君。

3番（佐藤一郎君） おはようございます。9月定例議会に当たり、私の一般質問を始めさせていただきます。

質問始まる前に、先ほど佐藤八郎議員からもありましたが、村長の退任のご挨拶が一昨日ありました。そういう中で長きにわたり、24年間、長きにわたり村長の存在、まことにご苦労さまでした。その中でも震災後の行政運営は大変かじ取りが難しい、先ほど八郎議員からもありましたが、大変難しいかじ取りではあったと私も思うところでありま

す。大変ご苦労さまでした。

それでは、私の一般質問を早速始めさせていただきます。今日は、2点についてご質問いたします。

まず、1点目は旧小学校施設、今となっては飯樋小学校は災害交流施設、白石小学校については株式会社地域創造研究所のほうにお貸ししておりますが、そして草野小学校が残っているわけですが、この小学校全てにおいて、将来のことについてサテライト、テレワークやコロナウイルス関係のあれでオフィスとして、またスポーツ公園も併せた一体的な有料の提供と活用についてご質問をいたします。

毎日の新聞・テレビは新型コロナウイルスと猛暑を警戒する報道が続いております。人間もばてぎみですが、私も牛を飼っていて、繁殖牛を飼っております。私の牛たちも、100頭ほど親子でおりますが、連日暑い猛暑で食い込みが悪くなっておるところであります。さらにコロナの追い打ちもあり、畜産経営にも少しながら影響は出ているところがあります。

さて、新型コロナウイルスの世界的な流行が始まって随分たちますが、コロナが消え去る気配はなく、これからのインフルエンザ流行に併せて、今は第2波ですが、続く第3波、第4波が予想される中で働き方、そして暮らしの暮らし方も変化すると言われておりますし、私もそう思うところがあります。

そこで質問ですが、これからコロナ疎開が起きるのではないかと、多少なりとも報道などでも言われております。3密を避けるために今後の働き方も暮らし方も変わることを考え、旧小学校を利用したテレワークのサテライトオフィスなどをスポーツ公園と併せた一体的な有料提供の活用をしてはと思っておりますが、村の考えを伺います。

次に、2点目はスマート農業の推進と土地利用計画についてご質問いたします。

まず、最近ですが、旧白石小学校に事務所を置く株式会社地域創造研究所の副社長であります元村職員の中川さんが、この創造研究所の下請けであります株式会社リファさんが仲介となり、中川さんが農地100ヘクタール以上、およそ120と言われておりますが、120ヘクタールほどの農地を集めようとしているところでもあります。その農地は中間管理機構を通じて地権者にも企業にも、そしてその地域にもお金が入るという仕組みになっておりますが、村内の農地を再開する、または農地を守るという意味では、まさによいことだと思います。

しかし、今、村内には私たちを含め地域の担い手、そして営農組合等を中心に営農再開をしようとする状況にあります。村内には私が知っている限り約1,200ヘクタールの水田があつて、基盤整備の整備率は65%ほどとなっておりますが、約700ヘクタールの水田が整備されているそうです。そのうち、約300ヘクタールは仮置場に使われていて、残り約400ヘクタールをどうするかということです。

そこで質問ですが、これから村内でスマート農業をしていくためには、効率よく農地集積をどうしていくかがやっぱり課題ではないかと思っております。震災後、各行政区に担い手や営農組合を立ち上げ、営農再開をするときに、やっぱり先ほど言いました白石の企業、地域創造研究所も含め、村全体を整備できれば効率のよいスマート農業をすることが可

能になると思いますが、村全体の土地利用計画と生産計画を伺います。

以上、2点について質問いたします。

村長（菅野典雄君） 3番 佐藤一郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、旧小学校施設とスポーツ公園も併せた一体的な活用ということでございます。

震災に遭って避難をしたことによって、また学校の状況も全く変わってきたということで、飯館村は幼稚園が2つ、小学校3つが空きということになったわけでありまして。幼稚園は、1つは解体しましたけれども、1つは今別な業者が活用してございます。3つの小学校、ほかの自治体は結構壊しているところが多いんですが、飯館村はこれからの復興のためには、その3つをどういうふうに使っていくかというのを、やっぱりそこにこれからの計画をやっていこうと、こういうことで残すことにしたわけですが、その後このようにコロナの問題が出てきたと。まさかこういう話が出てくとは思わない中で使い道を考えていこうと、復興のための素材にしようと思ったわけですが、コロナというのが出てきたことによって、今佐藤一郎議員からご質問いただいたようにいろいろな誘致というものができてくるのではないかと、このように思っているところであります。

そういう意味で、今、飯樋小学校のほうは防災拠点ということではありますが、基本的には今の小学校の中に若干緊急の場合にしろ何にしろ泊まるところができる、あるいは食事が食べられるようにすると、こういうことでありますから、スポーツ公園を使う中ですと、どうしてもやっぱり「きこり」の宿泊だけでありますけれども、そちらのほうも使えれば、またある程度の大きな団体の対応もできるのではないかと、こんなふうに思っているところであります。

それから、旧小学校の件は次の農業のほうの課題でお答えをさせていただきますが、草野小学校のほうも今地域おこし協力隊の方たちが、いわゆるこういう状況ですから校舎を使っているいろんなことができるのではないかとということで一生懸命いろいろな活動をしてくださっています。芸術文化の活動拠点として旧小学校を整備する構想もあり、国の復興財源による施設改修も視野に入れて今調査を行っているところであります。

平成23年、いわゆる震災になったときと平成24年で草野小学校は大改修をして、子供たちのいい教育環境をつくろうと、こういうことであったわけですから、そのときに国のほうに、こういう計画があったものは必ずやっぱり復興したときにはちゃんと予算をつけてくれというのを、一文を国の要項の中につけさせています。ですから、それを勝手に草野小学校もできるだけやっぱりきちんとした整備、かなり金がかかりますから、その上で今一郎議員のほうからありましたようにテレワークであったり、いろんな方法で飯館村の中に入っていていただいで村の活性化にというふうに考えています。

ですから、これからのスポーツ公園も含めて、この施設をどういうふうにも有効に使ってあの一角、あるいは場合によっては交流人口、関係人口を広げていくかというところにあるだろうと思しますので、今後ともいろいろそういう面でご提言をいただければと、このように思っているところであります。以上でございます。

他は、担当のほうからお答えさせていただきます。



産業振興課長（村山宏行君） 私からは、2点目のスマート農業の推進と土地利用計画、生産計画についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、村では農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を進めているところでございます。これまでのところ、農地所有者や担い手に対し、農地の利用意向を確認し、農地所有者と担い手とのマッチング作業を進めております。昨年度は上飯樋行政区で約115ヘクタールの集積をし、今年度については現在、関根・松塚行政区において農地中間管理事業に係る貸借契約の手続を進めております。また、草野、飯樋、大久保・外内の各行政区においては担い手の意向を取りまとめたところでございます。

農業振興のためには農作業の省力化、農地集積、担い手の農地の集約など農業生産活動の効率化や農産物の高品質化が必須であります。これらを実現するための手段として、ロボット技術やICTを活用して超省力、高品質生産を実現する新たな農業であるスマート農業は非常に有効であると考えております。農地を集約することにより農業生産活動の効率化が図られ、またスマート農業など先進技術の導入や、それらに取り組もうとする新規農業者の受入れをすることにより担い手不足や遊休農地の解消にもつながると考えております。

農地中間管理事業による農用地利用の意向確認や農地の集積を進めることにより、農業版の各行政区ごとの土地利用計画ができるものと考えております。つまり、具体的な土地利用計画、生産計画はまだ未策定でございます。今後、作成を進めることとしております村全体の土地利用計画にそれらを反映して、併せて行政区間の土地利用の調整や作付品目等の調整をすることにより、より効果的な農業生産が図られるだけでなく、新たな地域づくり、新たな村づくりにつながる可能性もあるため、それらの進め方等について検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時48分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時10分）

3番（佐藤一郎君） 1点目の質問の再質問をしたいと思っております。

先ほど答弁の中では小学校、草野小学校であります。芸術的な活動を行っていく施設にしたいと答弁がございましたが、旧小学校の施設を有効利用するためには、これまでいろいろ業者さんとの関わりを持ってやってきたわけですので、付き合ってきた業者さんも含め、まずテレワーク、サテライトオフィス等に使う努力をすべきと思っております。そして、またインターネット上のニュースなんかでも淡路島にオフィスを持っていったと、そういうニュースも流れておりますので、今後、飯館村にとってもやっぱりこういうチャンスが来るのではないかとということで、再度このオフィスを使う努力をすべきと思っておりますが、これについて伺いたいと思っております。

村長（菅野典雄君） 先ほども話しましたように、地域おこし協力隊のいわゆる計画の中に、村のほうに提案をいただいている中に、それぞれの小学校の教室などに先ほど言ったようにサテライトオフィスとかがある自治体なんかは、全くインターネットですと今はどこでも仕事ができますので、そういうようなところをやりたいということで計画に上げて、村のほうに要望として、あるいは事業として上げていただいているところでありませう。

村としても、やっぱりそういうものに活路を見いださなければならぬということ、今東京のある会社さんと組んで、去年もやりましたけれども今年もいろいろ、やはり私も情報としてはどちらかというとな少ないものですから、やっぱり東京の中でそういう情報を持った会社と手を組んで、少しでもそういう方が村に来ていただいたり、あるいは興味を持っていただくような、そんな機会をつくって行って、地域おこし協力隊のいわゆる事業をサポートしながら学校の活用を図っていくと、そんなようなことを今一方では進めつつありますので、今おっしゃっていただいたこと、まさに村のほうも去年あたりから動いているところでもありますので、これからいろいろな形で応援をいただければと思っております。

3番（佐藤一郎君） 今、村長から今後検討していくということでもありますので、ぜひサテライトオフィスやらテレワークの施設の活用、検討していただきたいと思っております。

続きまして、2番目の質問の再質問をしたいと思っております。

これまで村は各行政区の作付計画をつくり、さらに整備計画をつくり、整備を進めています。その整備計画には貸してもいい農地と色分けをなされました。地元の担い手や営農組合に任せるのか、また企業に任せていくのか、今後やっぱり話合いが必要だと私は思っています。私も実際協議をしたことが、最近ですけれどもあります。その作業は行政区ごとに村全体で話し合って、今、リファーマーが農地を、ただ集めているんだよと村民の皆さんから言われぬように、お互いにやっぱり共通の理解をしていくのが大事だと思います。もう一度今後の進め方、考え方について伺いたいと思っております。

産業振興課長（村山宏行君） 農地集積の取組についてお答えします。

村としましては各行政区、農家の方々の土地に対する意向についての聞き取りということで何回か、数多く回数を重ねて進めてまいりました。その結果でありますけれども、出し手が圧倒的に多く、借りてやろうという担い手の数が非常に少ないというのが今の現状でございます。各行政区一、二戸あればいいかなという、そういった状況であります。

先ほど出ました新規参入の方ということでありましたけれども、農地の集約、そして農地を活用していくという、そういったことは非常にありがたいわけではありますが、ですけれども新規参入ということもありませんして村内での実績がない。なおかつそういった、例えば100ヘクタールやりますよという計画はありますけれども、それについてのいわゆる経験もない、またそれを動かすための農業機械も今のところないというような、そんな状況なんですね。やはり地域の担い手という方でどうしてもそういったことをやる場合には、やはり具体的に確実な計画と、それからまずは農家の方々、この方に自分の土

地を預けて大丈夫なんだろうか、そこをきちんと担保されるような、そういった信頼であるとか実績であるとか、そういったことも必要であると思っています。

ですから、これまで担い手の方々、いろいろな支援をさせていただきましたが、そういった方々はいずれも地元の方、あるいはほかから営農を継続されて村に戻ってきた方、そういった方がほとんどであります。

ですので、これからの展開にはなりますが、そういった新規参入の方々、具体的に計画を一緒になってつくりながら、きちんと10年間動かしても大丈夫な計画、そういったものがつくれて、なおかつ実績、そういったことをつくり上げながら地域の信頼を勝ち取るような、そんな取組ができればいいのかなと思っています。今後も、先ほど申しましたように担い手が少ないという今の状況でありますので、そういった新規参入の方も含めながら、改めて農地の集約集積、そういったところに力を向けてまいりたいと考えております。

3番（佐藤一郎君） 今、課長から答弁いただきました。私も農業者ですし、その担い手の一人ですので、今後やっぱりいろいろ検討しながら広大な農地を、飯館村の広大な農地をぜひとも維持できるように、そして作物をつくれるように整備していただきたいと思います。

そういう中で、やっぱり作物がかち合うと心配される方もおりますので、そうなった場合、やっぱりその作物については値段が下がるんじゃないのか、需要と供給のバランスが崩れるんじゃないか、そういうこともございますので、ぜひともよく話し合っ、この作付、そしてその担い手についても検討していただければなと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで、佐藤一郎君の一般質問を終わります。

続いて、5番 高橋和幸君の発言を許します。高橋和幸君。

5番（高橋和幸君） こんにちは。議席番号5番 高橋和幸、令和2年9月定例会一般質問を行わせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、一般質問に入る前に私ごとではございますが、今月をもちまして議会議員となって丸3年になります。思い起こせば3年前、政治のセの字も知らなかった私が、何のえにしか村議選に立候補しまして、ふがいない結果ながらも支援者の方々の支持を得て今日この場に立っております。自分自身では自信と誇りを持ちつつ、謙虚さも忘れずに邁進してきたつもりではございますが、ひとえに今日の私が存在する一番の原因と理由は議会の皆様及び行政各位の皆様の温かいご理解とご協力があったればこそこの今日であるという事実にも何のものにも変わりなく、この場を借りまして改めて心から感謝を申し上げます。来年9月の任期満了まで、僅か1年となってしまいましたが、今後もこれまでどおり飯館村の発展と再生のためにも、微力ではありますが、しっかりと職責を果たすべく、真っすぐ、しっかりと、強く前を見据えて自分の役割に専念していきたいと考えている次第であります。

また、村長におかれましては来月の任期を迎えるに当たり、6期24年という四半世紀にわたる長き自治体の長の人生を勇退されるということで、私個人的には、もう一期ほど

村長と議論を交わして政治というものを学ばせていただいたかったという思いが偽りのない実際のところではございますが、国政に見る7年8か月の歴代最長記録を誇った安倍政権にも終わりがあるように人生は流れ行くもの、そして人の流れは移り行き、現実があり、いつかは終わりを迎えます。こうして時代は流れて人が替わって世代交代をして時間と物事は紡がれていくわけです。村長とは言い合いたいことがまだまだありましたが、村長としてではなく人生の先輩として、時には教えを乞うこともあろうかと思われまますので、その際には遠慮なく特別なるご配慮をいただきまして、何とぞよろしくご教授を賜ればと存じます。

また、特段に例を挙げて言わせていただくのであれば、震災後の村長の自治体の長としての采配には賛否両論があるところではないかと思われまますが、私個人的には有終の美を飾るものに対して角を立てるべからずと、余計なことは一切あえて申しません。総括して24年という長きにわたり行政運営、執行、そして国難とも言える震災事故を乗り切り、今日まで飯舘村の再生と復興のためにご尽力されましたことを、心から一村民といたしまして感謝を申し上げるとともに、議会議員として素直に誠実に尊敬と敬意を表したいと思います。長きにわたり、本当にお疲れさまでした。今しばし仕事が残されておりますので、お付き合いのほどを、よろしくお願い申し上げます。

長くなってしまいましたが、本題の一般質問に入らせていただきます。

1. マイナンバーカード申請について。本村における申請の進捗状況及び進展率、申請者の取得向上に向けた行政努力と施策をお伺いいたします。

2. 観光農園等の創設について。観光人口及び交流人口増加のためにも道の駅等の知名度を利用し、見れる、売れる、買える、立ち寄れる、農作物・植物等の施設の造園を図るべきと考えますが、行政の見解をお伺いします。

3. 自然災害等に対応した機能の構築について。飯舘村の将来のためにも発展的な管理システムの新築の必要性を感じます。通年を通じて村内の状況を把握できる管理システムの構築に向けた行政の施策と見解をお伺いします。

4. 帰還困難区域の解除について。ほかの自治体との兼ね合いを考慮しても現在進行中の計画には多分なる不備と時期尚早感があるとうかがえるところでありまます。解除に向けた取組は必須でありまますが、除染ありきではなく、なくとも解除したい根拠についてお伺いします。

5. 食育の推進及び必要性について。震災から10年、解除から4年目へと向かってまいります。農業関係者の意欲もますます増加する中において、村内産の農作物の使用・利用の推奨が問われてくる時期であると思われまますが、行政として安全性を保ちながらもどのように推進していくべきかをお伺いします。

最後に、6. これまでの村長の行政執行及び運営について。震災後の指揮について、批判や非難もあつたと思われるところではございますが、6期24年を総合的に振り返り、率直なるご自身の客観的な視点と見解をお伺いします。

以上、6点6項目を一般質問といたします。

村長（菅野典雄君） 5番 高橋和幸議員のご質問にお答えをさせていただきます。6点あり

ますが、私のほうからは4点目と6点目に答えさせていただいて、それぞれまた担当のほうから他の質問はお答えさせていただきたいと思えます。

4点目、除染ありきではなく、なくとも解除したい根拠は何かということではありますが、拠点区域外の住民からの強い要望のある家屋の解体について、何とか前に進めたいという考え方からスタートしている話でございます。もし避難指示が解除された地域と同様の除染・解体を求めたとするならば、他の町村には地域のほとんどが帰還困難区域というところもありますし、いわゆる復興の進み具合がそれぞれ違う。したがって、場合によってはかなり長い期間がかかると、こういうこともあって国が長泥だけを早期に実施することは極めて難しい状況になるという読みでございます。今回、区域外の復興公園整備を主軸とした村ならではの方策が取れないものかということ国に要望したことであって、そのことがあります。

その結果、内閣府のほうでモデル事業という形で取り組んでみまじょうと、こういうことで国の事業が提案されたところでもあります。内容はこれまでの除染とは違いますが、事業には家屋の解体を含む線量低減措置が含まれているため、長泥の住民ともその件は十二分に話し合いを重ね、了解を得たということで実施に至ったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っています。

また、今回の事業では全く除染をしないということではなく、マスコミ、その他は除染なしの解除だと、こう言っておりますが、そんなことは全くございません。環境省による道路周辺を主な対象とした、つまり解除になれば道路があるところは、当然そこは人が歩くわけですから、そういう理由というか理屈の中で道路周辺を主な対象とした除染が一定程度広範囲で行われることとなります。環境省の除染に含まれない宅地については、いわゆる道路からかなり離れているところについては、内閣府による線量低減措置も実施されると。

ただし、他の地域のように宅地、農地の全てを除染するものではありませんから納得できない点もあろうかと思えますが、しかし今回実施しない場合、今後の見通しは全くの不透明であり、家屋の解体はじめ地域住民の抱える問題も解決しないまま、解除の見通しも立たないままということになってしまう可能性が高いと思われまじ。

つきましては、このたびの事業実施について住民の了解も得ているところでもあります。いわゆる解除される地区と解除されない地区が一つの行政区の中で出てきますと、今まで飯舘村は地域のコミュニティーを旨としてつくってきた村でありますから、その住民の分離が生まれてきてはいかかなものかということでの村のほうから出した案を国が受けてくれたということでございます。

それから6番、これまでの村長の行政執行及び運営についてということでもあります。大変先ほど高い評価をいただきまして、改めて御礼を申し上げたいと思えますが、まず来月の26日をもって村長職を退職するに当たり、24年間を振り返りますと、就任当初から村民のために身を粉にして働かなければならないという思いと、何せ私利私欲の行動は絶対にしてはいけないという強く思いを持って働いてきたところでございます。

24年間の最後の10年間は、ご存じのように未曾有の大震災からの復興に努めてきたわけ

でありますけれども、この震災中、一見損をしているようであったり、随分いろいろ国寄りの話ではないかと言われたことなど、議員ご質問のとおり全ての村民の意に沿えなかったこともあったかと思いますが、結果として村民に他の自治体ではでき得なかった事業も多く取り入れさせていただいており、かつ、村の復興も他の自治体に後れることなく進められたと思っております。

幾つか例を挙げさせていただきたいと思っております。農地の除染は全部剥ぎ取りはさせました。ということで、本来は天地換えと剥ぎ取りだったんですが、全部剥ぎ取りをさせたということであります。家の周りのイグネの伐採も約2万本させました。お金を払わせて。それから、その焼却も今蕨平で焼却をさせているところでもあります。昇口舗装もほぼ無理だったわけではありますが、約580件ぐらいの舗装が、村道並みの舗装にさせていただいています。畜産の村ということで牧草地、牧野の賠償も畑の値段でさせております。それから、森林の補償も一部、いわゆる植林であれば植林ということでの対象もいただくようにしてあります。それから、公共事業で買収するときに、いわゆる賠償金と買収金の二重払いも国のほうにさせているところでもあります。したがって、深谷の土地の買収、今の道の駅はそれをお願いをしているものですから、住民の皆さん方にご理解をいただいたということでもあります。震災当時、防犯パトロールも350人ほどの雇用につながって、7億円、8億円を国のほうから引き出してきております。それから、飯坂温泉の温泉を一つ買い取って住民の皆さん方に少しでも楽しんでもらおうと提供したのも飯館村だけあります。あづま脳外科と協力して、いち早くいわゆる検査態勢を整えたということもございます。その他いろいろな形で普通の自治体でやってないところを、それなりに村民のためにということで、まだまだありますけれどもやってきたところがあります。

いずれにいたしましても、ここまで復興できたということは皆さんはじめ、前の議員さんも含めて皆様方の深いご理解とご支援、ご同意がなければ全くできなかったことでもありますので、改めてやはり行政としては、両輪でありますから、議会の皆様方のご同意に深く感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。幾らいろんなことをやったとしても、まだ復興は道半ばでありますので、今後の新しい村づくりについては後任に託し、微力ながら一村民として、できる限りの応援をさせていただきたいと考えているところであります。

改めて24年間を振り返ってのお話をさせていただきました。以上でございます。

住民課長（山田敬行君） 私からは、ご質問の1点目、マイナンバーカード申請についてお答えいたします。

マイナンバーは行政や公的機関が社会保障、税、災害対策の分野で複数の機関に存在する個人の情報が同一であることを確認するために活用されています。しかしながら、マイナンバーカードを取得する村民から見ては顔写真つきカードであれば身分証明書、e-taxの電子申告での利用などカード取得によるメリットは限定的なこともあり、村のマイナンバーカードの交付件数は令和2年7月末現在で550件と、人口当たりの交付率は約10%にとどまっている実情にあります。

一方で、マイナンバーカードを利用したサービスは村では対応しませんでした。1人当たり10万円を支給する特別定額給付金での電子申請での利用や、経済対策としてキャッシュレス決済サービスでの買物で利用金額の25%分のポイント、1人5,000円が上限ですが、これらのポイントを付与するマイナポイント事業が9月から開始されるなど、テレビ、新聞等で盛んに宣伝や広告がされていることから、最近になって村民からの問い合わせやマイナンバーカード申請件数は増えつつあります。来年2月にはマイナンバーカードが健康保険証として、令和5年には戸籍情報の連携に利用するなど、国ではマイナンバー制度の目的である行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現に向け、より一層進めることとしています。

村におきましても、マイナンバー制度は国民生活を支える社会基盤であり、今後の重要性やカード取得によるメリットは高まるものと認識しておりますので、村民への分かりやすい説明、制度の周知、新制度に対応したシステム化などマイナンバーカード普及に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは、項目2の観光農園の創設についてのご質問についてお答えいたします。

ご質問にありますように、観光人口・交流人口増加のために観光農園の取組は有効な手段の一つと考えております。村では震災前に青首大根やブロッコリー、キュウリ、加工トマトなどの高原野菜の収穫作業を、夏休みに訪れた学生や家族連れなどに農業体験プログラムとして取り組んでおりましたが、震災以降は途絶えているところでございます。

一般的に、観光農園としては果樹や果菜類の観光農園需要が多いと捉えております。村内での果樹栽培としましては、これまで栽培されているものとしてイチゴ、ブルーベリー、梅などがあります。また、村内には花卉生産農家が多いことから花を觀賞すること、桜などの花木を觀賞することなども考えられるかと思えます。農家の生産現場を見ていただき、またそこで生産したものを農家での直売や道の駅で販売することにより、生産者の顔が見える農業、トレーサビリティ、農産物の不安の払拭にもつながるものと考えております。また、観光農園など飯舘村に少しでも長く滞在できる仕組みを構築することによって、農家の所得向上など村全体が潤うことにもつながるものと考えます。

これまで、果樹につきましては飯舘村の気候に合わないと言われ、取り組まれてこなかった経過がありますが、近年の気候変動もありますし、地中熱利用によるサクランボなど果樹栽培を試みようとしている民間事業者もいると聞いておりますので、観光農園の可能性について相談してみたいと思えます。また、これまで栽培実績のありますブルーベリーなどにつきましては、試験的に実施することなど検討してまいりたいと考えております。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、3つ目の自然災害等に対応した機能の構築についてのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、ご承知のとおり全国各地で毎年のように自然災害が発生しており、昨年台風19

号では残念ながら深谷地区において、川俣町の方ではございましたが、死亡水害事故があったことは記憶に新しいところでございます。今年度、村では飯舘村地域防災計画、飯舘村防災ハザードマップ、飯舘村国土強靱化計画などの策定業務を進めているところでございます。今後、今月の末からにはなりますが、各行政区のワークショップなどを予定し、これらの計画を精度の高いものにしていきたいと考えているところでございます。

ご質問の村内の状況を把握できる管理システムについてでございますが、現在のところ新田川と飯樋川に各1か所、福島県により24時間管理の水位計が設置されており、県のホームページで確認できるシステムが導入されていると聞いています。

そのほかの防災情報収集等については、どのような管理システムが有効なのか、またどのような情報が村として必要なのかも含め、防災管理体制の構築に向けた検討を引き続きしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

教育長（遠藤 哲君） 私からは、質問5の食育の推進及び必要性について、安全性を保ちながら村内産の農作物の使用・利用をどのように進めていくのかについてのご質問にお答えいたします。

村内で生産されている農作物の種類及び生産量については、避難解除後年々増加しており、JAの出荷及び飯舘村の道の駅までい館での販売などにより生産者の生産意欲もますます高まってきているところであります。特に道の駅までい館での野菜の売上げ実績では令和元年度には約70種類もの商品が販売されており、今年度も生産者数、生産数量がともに増加していることから生産者の要望により売場スペースが拡大されてきたところです。

おただしの村内産の農作物による食育の推進であります。昨年度より教育委員会、学校運営協議会、校長、副校長、園長会議、学校給食運営委員会で検討を進め、保護者アンケートの結果を踏まえながら、今年7月にはこども園及び学校の保護者に対し説明会を開催し、こども園の3歳児から義務教育学校の9学年までの給食について、9月から村内生産の農作物を提供することといたしました。

学校給食への村食材の使用については、第1に地元の安全で新鮮な農作物を給食の食材として提供すること、第2に郷土愛の育成や食育、地産地消の観点から実施すること、第3に子供たちに地元の主な産業である農業について再認識させること、そして第4に生産者の励みとなり村の産業振興にもつながることなどを目的としております。

保護者アンケートの結果においては、村食材の使用についての不安意見もありましたので、そういった意見も尊重し、少しでも不安を取り除いた形での使用開始とするため、村食材を使用する際には事前に献立に明記して保護者に配布するとともに使用する村食材については単品での放射線量測定値を学校のホームページ上に公表し、安心安全に配慮してまいります。

その結果として、保護者や村民の理解を得ることにより学校給食などによる食育の推進を図ることができ、さらには生産意欲の向上や村内農作物の生産、消費拡大につながる



よう今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。また、学校給食のみならず村内で生産された農作物については、村民が消費する、いわゆる地産地消の奨励についても積極的に取り組んでまいります。

以上です。

5番（高橋和幸君） それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、1のマイナンバーカード申請に関しての再質問であります。答弁にもありましたとおり、現在における申請者数の状況は大変に厳しい現状にあるものと思われま。若年層は興味がない、高齢者には手続が複雑すぎる、申請率を上げることは現状において非常に難しいというのが現実問題であると思われま。問題が難しいから現実を先延ばしにするという甘い考え方は行政には決してあってはならないこととあります。難局な課題だからこそ行政が時には議会が率先してその課題に真摯に取り組む、その姿勢こそが非常に重要であり、住民に対しての見本と規範につながっていくものであると考えます。

再認識のためにも再度お尋ね申し上げますが、この課題の解決策はどこにあると捉えているとお考えでしょうか。あえて再度お聞きします。

住民課長（山田敬行君） 先ほど答弁しましたとおり、住民から見ればメリットが少ないということもあって、交付数は低かった部分はありましたが、村としては今後ますますマイナンバーカードの重要性が高まりますので、広報なり窓口に来た場合には丁寧に説明するなり、そういったことをしっかりやらないと、今のままではこの交付率は増えない。

ただ、今後ますますマイナンバーカードを持っていないことによってマイナスといいますか、不利益になることが想定されますので、一気に増えることはないと思いますが、丁寧な説明をしながら住民への周知を図っていきたいと考えております。

5番（高橋和幸君） このマイナンバーカードの申請というものはやらない人はそれでいいじゃないかという、そういう簡単な問題ではございません。全国的に見ても19%程度の低い進捗率ではありますし、それを打破する一環としてマイナポイントの制度も今月から開始されました。これは日常生活の一部の手助けにもなる非常に有効な手段ですから、より多くの住民の皆様にご利用していただくことにこしたことはありませんが、ニュースや新聞等を拝見しておりますと、そこに至るまでの過程が複雑過ぎて高齢者にとっては個人的な申請は困難であるという声が多々聞こえてまいります。そこで大変重要になってくるのが行政の役割であり、何をどこまでできるかという現実問題に関わってきます。

私なりに、この問題提起に関しまして推察いたしますところ、現在の日本国内においての第1となる身分証明書は何になってくるのでしょうか。お察しのとおり運転免許証であります。警察官における職務質問でも、一番最初に提示を求められるものは運転免許証です。もちろん日常生活においては身分の証明としてパスポートや健康保険証等数多く存在してきますが、パスポートなどを旅行時以外に常時、日常的に持ち歩く人は非常にまれであると思われま。保険証を提示しても本人の確認のために住所や生年月日を問われますが、運転免許証だけは第1の本人の証明となります。それがなぜであるかは

お分かりいただけるでしょうか。

住民課長（山田敬行君） マイナンバーカード、顔写真つきであれば身分証明書として使える。ただ、高齢者の中には免許証を持っていない方、それから免許証を返納された方、そういった方がいる。その際に特別定額給付金でもありましたけれども、本人確認する書類が保険証一つしかなくて、もう一つがないとか、なかなかそういった問合わせ、これで足りないのかというのがありました。そういった点からも、このマイナンバーカード、顔写真つきであれば公的な身分証明書としても使えますので、今後高齢者におかれましても全くメリットがないというわけではないと認識しております。

5番（高橋和幸君） ただいま住民課長が申したとおりであります。本人の顔写真が記載されているかというのが回答であります。そして、今回のマイナンバーカードにも顔写真が記載されますし、運転免許証と同様に身分証明書たるあかしになり得ますし、これは未成年にも成人にも共通して通用する証明書となります。

それとともに、昨今は非常に物騒な世の中になってしましまして、いつどこで何の事件や事故が起きるのか想像もできませんし、高齢者による交通事故の増加に伴い運転免許証の事前の返納も飯舘村に限らず全国的に広がりを見せつつあります。そのような中において、マイナンバーカードの身分証明書としての役割はとても重要なものになってくると考えられます。

では、行政の役割として何ができるのかと考えた場合、福祉のサービス提供にも関係してくるのではないかと思います。福祉、福祉の向上の義務は行政に与えられた当たり前の課題であります。時として行政側からの提案、提言があってもしかりなのではないかと考えております。

こういうことを申し上げますと、賠償金をもらった飯舘村においては、お金の利権に関わることはと村長は否定的な回答をするかもしれませんが、例えば訪問出張サービス、行政における写真撮影、例えば申請をする者に対しては現金の支給というのは下世話な話でありますから、ある一定額の商品券の発行をするなり、例えば村内においての何かしらの優遇を受けられる制度の新設だったり、行政から村民にお願いをするからには、やっってください、動いてください、払ってくださいばかりの強制力を発生させたような自主性を求めたことばかりではなく、行政から依頼するからには、それに見合った対価の発生が生じてくると考えられます。お互いに信頼性の尊重のためにも行政サービスの提供はあつてしかるべきであると考えますが、その点に関しまして、村長の個人的な見解としてではなく、一行政の住民への福祉のサービス提供としてどのように考えておられるのかを、ご見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） なかなか国が考えたマイナンバーカードは普及されないと、こういうことで、今ご質問のような考え方どうなのだというご質問でありますけれども、結局住民のほうは自分にとって利益があるかというか、得するということがないと駄目なんだろうと思いますが、多分これから国のほうもある程度は出てくるんだろうと思うんですが、村の中でどれだけそういうのを出せるかというのが、なかなか考えられるのかどうか、ちょっと私もそういうものを特別持っていませんが、ちょっと各課相談して、何か持っ

ていれば、こういう便利さがありますよというようなことを考えられるのかどうか、庁内でもう一度検討してみたいと、このように思っています。大変満足のできる答弁ではないんですが、そういうところでご勘弁いただければと思っています。

5番（高橋和幸君） 物事は様々な捉え方ができますが、大切かつ大事なものは住民、村民のために行政がどこまで踏み込むことができるか、腰を折って話をし、一歩下がってサービス提供ができるかにかかっていると思われしますので、いま一度行政の役割と責任、福祉のサービス提供という点は何かを考えていただければと強くお願い申し上げます。

続きまして、2の観光農園等の創設についてですが、以前の一般質問においても進言させていただきましたが、新潟県に視察に行った際に、ある道の駅に立ち寄らせていただきまして、幾つもの大きなビニールハウスで花々を自由に売り買いしているのを拝見し、花を売りにしている本村においても非常に参考になる場所、アイデア、システムであると感じてきた次第であります。

そう考えますと、今現在、飯舘村においての一番人の流れがあるのは道の駅であるのはご承知のとおりであります。残念なことに飯舘村にとっての本当の意味におけるメインとなる場所、起点、起爆剤がいまだにございません。これだけの有効な未使用地を有しながら飯舘村の直近の課題である観光及び交流の人の流れにつながらないのは非常に残念でほかなりません。何かをつくれれば、また箱物かとかゆされるかもしれませんが、入場料を取るような美術館、図書館、郷土資料館にしてもしかり、後世の財産となり、村の維持管理、運営費に直結しないようなものであれば、私は幾らでも村民の生活体系の後押しのためにも、生産性の向上、生活レベルの推進のためにも着手すべきではないかと考えておりますが、その辺に關しまして行政としてはいかように今後の展開を想像しているのかを、お伺いいたします。

産業振興課長（村山宏行君） よい提案をいただいたと思っております。ご承知のように、村の産業、復興から時間の経過とともに産品、それから生産物も増えてまいりました。また、花卉につきましても多くの方々が栽培をされて、ようやく花卉部会もできたというような、そんな状況でございます。ですので、やはり花の部分、これからそういった観光農園的に、いわゆる摘み取り園ですとか、そういったことができないかどうか農家の方々と相談してみたいと思っております。

5番（高橋和幸君） 答弁で、相談してみたいと思いますとありますけれども、これは一体どこに誰が、誰に何を聞くんでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） お答えしましたのは、まず一番取り組みやすいのはブルーベリーかなと考えたところなんです。ブルーベリーにつきましても、震災前から栽培農家で育てていまして、結構既に出荷している、あるいは都内、関東圏のフルーツパーラーであるとか、そういったところにご利用いただいているというところがありますので、観光農園ということで活用できるかなと考えたところでございます。これから農政としてそういったブルーベリーの栽培農家のほうに声をかけてみたいなということでお答えさせていただいたものでございます。

5番（高橋和幸君） 今後ぜひとも前向きにご検討いただきまして、新たなる人の流れが生ま

れる場所を構築していけるように、議会にご相談をいただきながら、共に知恵を絞り合  
っていければと思っております。

次に、自然災害等に対応した機能の構築についてですが、災害に関しましての質問は3  
回連続となります。その中において私なりに考えたことを、ぜひ提案してみたいと思  
いまして、この問題を提起させていただきました。

答弁いただいた内容と私の考えは違うんですけども、災害に備えた準備は万全に確保  
するという答弁はこれまでにいただいておりますので、今回はそれらの災害や、大きく  
申せば日常の村内状況も年間を通じて対応を把握するためにはどうしていくべきかです  
が、まず24時間体制で人を雇い、各行政区に巡視員を派遣するといった非日常的な効率  
の悪いことは申し上げませんのでご安心ください。やはりこれからは情報通信技術の時  
代ですから、その手段を有効利活用しない手はないと思われま。

具体的に申し上げますと、ヘリコプターの装備までとは申しませんが、それに勝  
るとも劣らない画期的なシステムが現存しております。それはドローン空撮を利用した  
情報管理システムの構築であります。24時間体制でドローンを役場に装備をして、有事  
の際等に県に依頼をしたりでは時間のロスが生じてしまいますから、役場職員自体に常  
時2名ほど操作可能な技術の習得をさせて、特別対策室といった感じで常駐させてみ  
てはいかがでしょうか。

これを行うことによって何の利益につながるのかといいますと、ドローンに暗視システ  
ムや赤外線等を搭載することにより昼夜を問わずに活動できますし、災害時のみならず  
火災や事故のときなどにも活用できるとともに日常時の村内撮影にも役立ち、村の記録  
として保存しておくことも可能になります。多種多様な面で活用できますから、財源に  
余裕のある今、今のうちから対応して、全国的にも例がない自治体による行政の管理シ  
ステムの構築を、ぜひ前向きにご検討してみたいと思われましますが、ご  
見解をお伺いいたします。

総務課長（高橋正文君） 今、議員のほうからご提案をいただき、ありがとうございます。

まず、ドローンということでしたので、現在もドローンにつきましては災害の  
現場の確認等で、役場職員の操作によるものではありませんけれども、業者さんがド  
ローンを活用して、現場確認等もドローンを利用しているということでした。

議員おっしゃったドローンについては、やはり現在、このシステムが県の水位計とか、  
あとは雨量計、あと気温、あとはカメラ的には防犯カメラ等ございますが、映像で確認  
するというのは議員のおっしゃるとおり有効な手段でございますので、このドローンの  
導入につきましても内部で検討させていただいて、専門の職員が充てられるかどうかと  
いうのもありますけれども、そのドローンの導入については、今後内部で検討させてい  
ただきたいと思います。

5番（高橋和幸君） 前向きなご回答をいただきましたので、これをするに当たっても財源や  
維持管理費の問題が発生してまいりますから、これまでも発生してまいりますし、簡単  
ではありませんけれども、これまでも様々なものに投資を行ってきたわけですから、先  
行投資ではありませんが、このくらいの財源であれば村単独の基金からこなすことが

できますし、半永久的に役場に備えておける設備になりますので、慎重審議の上にもよくよくご検討をしていただき、ご精査をして考えていただければと強くお願いを申し上げるところでございます。

続きまして、4の帰還困難区域の解除についての再質問であります。これに関しましては、私個人的には帰還困難区域の在り方については、以前より全員協議会の場を通して反対である旨を申し述べさせていただいております。

それについては、何点か理由がございまして、まず汚染物、土壌の再生利用について8,000ベクレル以下のものを再利用するというので、実際には5,000ベクレル以下のものを利用するとの環境省の説明でしたが、原発事故以前であれば明らかにこのような数字の土壌は身の回りには存在しなかったと思われ。たとえば数千ベクレルであれ、汚染物を本村に置き去りにして、ある意味最終処分場のような捉え方もできるというのが1点。

また、行政においては地域住民の理解を得てのスタートだと述べられておりましたが、これは飯舘村全体の問題であります。長泥地区住民の承諾を得るのは当然のことですが、飯舘村全体の総意として全住民の理解を得られているのでしょうかという点が2点目。

そして、環境整備に対してベクレルが低かろうが汚染物に何ら変わりはありません。それを覆土50センチで仕上げるといふ事実についても大変疑問を持たざるを得ません。1メートルで覆い隠すというのであれば、もう少しは理解に向き合うこともできますが、たかだか50センチの覆土、客土では強い台風、雨風が吹けばすぐに沈んでしまうのは明白でありますし、その程度の深さであればイノシシにも掘り起こされてしまいます。50センチ程度の覆土では、長い年月を考慮すれば意味がないという点が3点目。

そして、最後にもう一点、今回の帰還困難区域に関連して6町村協議会を離脱したという事実です。再生と復興は今後ますます盛んに進められていくと思われませんが、将来を鑑みた場合、飯舘村だけがほかの6町村と一切の話合いもせず、被災自治体とも連携を取らず、独自、単独、孤立して再生を成し遂げられるわけは決してありません。これは新しく村長になる者が再度話合い、協議の場を設けて進めていくという責任を村長は明らかに背負わせた事実と相違はないと考えるところであります。

これら4点に関しまして、村長はどのように認識をされておられるのか。最後の問題に関しては、一切の責任は自分にはない、残された者が取り組んでいく当たり前の課題だと思われるのか、どのように思われているのかご見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） ちょっと全部答えているかどうか分かりませんので、もし残ってましたら、また再質問なりなんなりをしていただきたいと思います。

全村民の理解を得ているかということですが、当然行政区長会なり議会も含めてお話をしているところでありますし、またいろいろな形でお話なりなんなりもしていますし、またマスコミやなんかで広がっていますから、お分かりいただけと思われ。村民の方は、いわゆる20行政区の中の長泥だけが何もしなくていいという話になっているというか、それでもいいんだよという村民は私はいないと思っていますから、間

違いなく全員理解をしたということは手続上はできなかつたですけども、私は村民の理解を得ていると、このように思っているところでございます。

それから、50センチというところでありましてけれども、50センチが何でもない土であつて、その下は5,000ベクレル以下と、こういうことでもありますから、一番は私は50センチよりも河川との関わりが一番心配だなと思つています。今、台風という話がありましたけれども、まさにそういうことで大変になるということにやっぱり意を用いなければならぬなということできつてきたのは、やはり50センチ、1メートルなり1メートル50センチ上げて50センチ上げる、それはそれで、何ていうんですかね、今イノシシで掘られればということもありますけれども、掘つたとしてもまるっきり土が出てくるわけでもないですから、その都度その都度土壌なりなんなりを測ればいいんだろうと思つてんですが、一番はやっぱり河川がずっとありますので、河川敷との関係が万が一の場合に、やっぱり強い台風やなんかが来た場合には流れるということになると、これは村の責任でもありますし、国の責任にもなるからということで、そこをどうするかというところはきつてきたところですが、今のところある程度L字のコンクリートかなんかでしっかりとやると、こういうような話でありますので、そういう意味からするとそれなりの対応は今の段階ではしてもらえると、こういうことではないかなと思つています。

それから、6町村からの離脱ということでもあります、ご存じのように、この困難区域を持ったのは6町村であります。ほかの自治体はいまだかつてこの話をあまり出していませんでしたけれども、私はずっとかなり前から出てきました。それはもう私らの特殊事例といひますか、20行政区がみんなやってきたのに、たった1つの行政区だけが何の手も出せない、ということでもありますから、早くやっぱり方向性を示してくれという話をずっと出してきたところですが、でも、残念ながらうちの村だけの話では収まりつかないなということで、私のほうから6町村に声をかけさせていただいて6町村の協議会をつくつたということでもあります。

その結果、一つは要望活動ができたということですが、残念ながら国のほうからはいい返事はやっぱりもらえませんでした。むしろ皆さん方が集まって協議をした結果、全くそれぞれ思いは違ふんだということが改めて分かつたということです。

まず、1つはまだまだ拠点さえできていないところもあるわけですね。いわゆる全村、全町的に困難区域になっているところは、まさに今拠点をこれからつくるところがあります。ですから、そこがスタートしないと拠点以外は何とかしろという話にはならない。また、自治体によっては何年かかつたついでいいから全部ちゃんとやってくれということもあります。

そうすると、その中で進めるということになると、もう先ほどから言つていますように長泥はいわゆる2つに分けるという形になるのではないかと。できるだけやっぱりそれは、住民を分断するという話は、今までずっと飯舘村はそこを闘つてきたんです。

例えば3つの区域、いわゆる準備区域と居住と困難区域ありました。今、正直に言いますと長泥のほかに3つの行政区が困難区域に入れてくれという、そういう大きな運動が

あったんです。そのとき入れていたら大変なことになったなと思うんですが、そのやり方としては、たとえ20軒あったらば困難区域になるのは3軒で、こっちが17軒だったら、それは17軒のほうですよという、そういう村独自のことをやって、できるだけ行政区のいわゆるばらばらをしないためにやってきたという経緯があって、だから長泥もやっぱりそれをやっていかなければならないためには、村としてやっぱり何かこちらのほうから提案をしてやっていくしかないんじゃないかと、こういう考え方で出したのが公園をつくって、公園をつくれれば当然周りは解体なり、ある程度の除染はしてもらわなくちゃならないでしょうという話をしたところでもありますから、それを離脱が悪いということで、そこに一緒になっていれば飯舘村だけがそんな特殊なことをやれるはずはないんです。だけれども、だから私たちは離れますよということではいけないので、当然会長さんとお話をして、あちらからも向こうの意向も聞いて、私らの意向も聞いて、残るのもいいですよ、でもお互いにやりやすいようにするためには離れたほうがいいよねという話を、お互いに納得の上で離れてきているわけですから、マスコミの流すような、まさに俺たちはあんたたちと一緒にできないよなんていうような離脱ではないということだけは議会の皆さん方のご理解いただきたいと思っています。

ちょっと3つなので、もう一つなんでしたっけ。ちょっともし足りなかつたらば後で言っていたきたいと思っています。ちょっと長話して申し訳ございません。

5番（高橋和幸君） ちょっといっぱい申しましたので、私もどこまでの答弁をもらったのかちょっと混乱しておるんですけども、答弁で地域周辺ということで全く除染はしないということではないというお話がありましたが、それでも本格的な除染ではないわけですよ。これまでやってきた村内の除染とは違って、少なからずやっぱり線量がほかのところよりは多い場所という点には変わりはありませんし、被ばくリスクが、リスクを背負っている事実が残っているということは間違いないと思っております。

また、住民の理解を得たということですが、行政区長会とかで村長の前ではなかなか反対意見、反対する人は私はいないと思うんです。昨晚のニュースでも帰還困難区域の解除の在り方についてやっておりましたが、解除されることに当たって農業に前向きに取り組んでいけるという意見もあれば、いやそれはちょっと違うだろうと。除染がないのはちょっと疑問を持たざるを得ないという住民の、飯舘村のですよ、長泥住民の両極端な発言がございましたが、その中でちょっと私疑問に思ったのが、以前の一般質問で、ちょっとこれは帰還困難区域じゃなくて生鮮売場について、損して得を取れといって行政にやってくださいと言ったことがあったんですけども、今回の長泥行政地区の帰還困難区域解除について、村長は昨晚のニュースで「損して得を取れ」という発言をしておりましたけれども、除染もしない困難区域において、村民や行政で何が損で何が得なんですか。一体。

村長（菅野典雄君） ちょっと言い方が乱暴だったかもしれませんが、例えばご存じのように長泥の復興拠点整備は1ヘクタール、1.5ヘクタールの公民館のみであります。それでよかったんですかということなんです。それでは全く長泥の70軒の方たちは何らそこから見放されて除染もなし、解体もなしです。でも、やっぱりそれでいいという、そ

の当時は思ってたはずです。私らもそうだった。ところが、いろいろ話の中で環境再生事業、つまり5,000ベクレル以下の土を再利用する、そして50センチ上げると、そういうような話があったので、住民と何回も話し合った結果です。

ぜひ行ってみてください。8メートル、9メートルの木が田んぼに生えているんです。1軒1軒の家に行くのにも草ぼうぼうで昇口近く、家の前まで行けないというところがあるんです。そういうのをそのままではいいはずはないわけですから、長泥の皆さん方は、ぜひその事業を利用しながら除染をしっかりとやって解体をしてもらったほうがいいという判断を、まあ全員が賛成したかどうか分かりませんが、大方の方は賛成したと。その代わりに、私たちの役目は徹底的に安心安全を国に求めていくということでありませう。

ですから、ぜひもう一度スタートからの成り立ちを、もう一度復習していただいた上で、それでよかったんだらば、まあ戻るわけにはいきませんが、その中で、前に進む中で、できるだけ安心安全を保っていくということしかないのではないかと、このように思っています。

5番（高橋和幸君） 最後の定例会ですので、あまりきつくは言いたくはないんですけども、ほかの自治体からは飯舘村のこの帰還困難区域の先行解除に当たって、どの自治体の長も住民も異論の声を、異論の声を多々お聞きしますが、行政の長として食べ物とか売り物の商売ではないので、帰還困難区域の解除に当たって「損をして得を取れ」というような発言だけはちょっと、もう少し慎重なご発言をされるべきではないかなと私は思ったところでありませうけれども、私の考えが間違っているのでしょうか。お聞きませう。

村長（菅野典雄君） だから、言い方はちょっとあれかもしれませんが、もっとやはり理想像だけで事が進むんだらば誰でもやっぱりそれでいいですが、現実にそこでなかなかいろいろなところにつぶった場合には、いかに住民にいろいろな話を、プラス・マイナスを全部して、その中でやっぱりなかなか納得のできないものも幾らかあるかもしれないけれども、その結果、少なくとも長泥はかなりの除染と解体があつて、しかもまだこれからでありますけれども、いわゆる拠点以外も解除して出入りができるということでありませうから、だからそれを全く得だけをお願いするという話だつたらば、先ほど言ったようにいつになるかと分からないしということになります。

ですから、ちょっと言葉が、もし誤解を招くとすれば取り消しますけれども、どっかでやっぱり前に進むためには折り合いをつけたり提案をして相手に理解をしてもらって前に進むという考え方が絶対に必要だと、こういうときには、私はそう思っています。

5番（高橋和幸君） この点に関しまして、私も決して解除が駄目だと、そう言っているわけではございませう。地域住民の方のことを思えば、やはり一刻も、一日も早い解除のために行政がなすべきことをなさなければいけないと強く思っているところではございませうが、これから村長になるべく、なるべきと思われている方々も、この長泥の問題に関しては、もう一度再考の余地ありという意見ですし、非常に難しくてナイーブな問題ですので、今後我々議会のほうでも慎重に審議をしていきたいと思っております。

次に進みます。次に食育の推進及び必要性についての再質問であります。これは生産



者と消費者という問題だけではありません。村内外労働者、生産者の意欲促進のためにも行政として手助けをしなければならない非常に重要な課題であります。ご承知のとおり飯舘村産の食物に関しては、いまだに原発事故の起きた産地のものであるという不安が今もって全て払拭し切れていない現状であります。生産者の苦労を考えれば県内、全国に向けて食の安全性を、安全性の担保をしっかりと図り、正しい情報発信をして、しっかりと村内産の食物のアピールの手助けを行政が率先してやっていくといった意気込みが生産者の意欲をかき立て、村内産の食物の推進をしっかりと推奨していくことこそが行政に求められている役割ではないかと思われまます。

県産の証明という以外で、どのようにして飯舘村産の安全性の担保と確保をクリーンな情報の発信に努めていかなければならないと自覚しているのか。村長が常々おっしゃっている「顔の見える安心性」ということを、どのように周知していかなければならないのか、再度お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） これコロナでいろいろ課題になっていますが、あの当時は私たちは放射性物質、まさに影も形も色も臭いもない、そこをどういうふうにも可視化するかということでもいろいろ苦労したわけでありまます。1つは今多分動いているのかどうかちょっと私も分からないのですが、140ぐらいのモニタリングがあって、それぞれどこでも、今ここにはどれだけのものが、どれだけの数値があるかというのが分かっていたのではないかなという気はします。

それから、また食べ物に関しても、当時はまさに刻むだけでということでそれぞれ役場で引き受けて、食べ物の線量を全部オープンにして、それぞれお知らせ版に全部出しているところがございます。それだけでもどうかと、自分たちでやっぱり感じてもらうことも大切だということで自動の食べ物の検査器もあちこちに配らせていただいて、今の事業でその指導なり、あるいは人がやっているというような、そこに立ってやっていただけるといようなこともやっています。

ですから、できるだけはっきりとしていくということ、そう考えますと一番やっぱり、今おっしゃったように農業をやっている人たちの喜びとするところは、やっぱり自分たちで消費するという事です。ですから、今回道の駅も拡大をさせていただきましたし、できるだけ学校の食育に入れるのが一番大切ではないかということで、かなり前からいろいろ課題として上げてきたところですが、やっとここに来てある程度のご理解をいただいているということでもあります。

ただ、それでもやはり心配な人もいるでしょうから、先ほど教育長から話したようなことをやっているということでありまして、一番はやっぱり見える化をしていくということ、おっしゃったとおりでありますので、これからはいろいろな形で皆さん方に情報公開を旨としてやっていければというふうに、やっていくつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

5番（高橋和幸君） ご答弁いただきまして感謝します。同じく食育の推進についてでありますけれども、私の場合は学校給食運営委員会に所属しておりますので、内容は存じておるんですけども、知らない村民の方、保護者の方、議員の皆様方から村内産の農産物

を提供するという事に当たって、一体どういうことだと、どうなっているんだというご質問が幾つかございましたので、私は内容を分かっているんで私が言えればいいんですけども、どのような取決めになったのか、少しここで具体的にお聞かせ願えますか。

教育課長（佐藤正幸君） 学校給食への食材につきましては、全て道の駅までい館のほうからの仕入れということで契約をしておりますので、ご理解願いたいと思います。道の駅の販売物については、全て道の駅でも放射線量検査をしておりますし、そこから仕入れたものについて学校給食のほうでも調理室のほうで再度線量を測って、それをホームページ上で公開しながら提供しているので、そこで安心安全を確認されているということでご理解をいただきたいと思っております。

5番（高橋和幸君） 答弁書にもありましたとおり、反対意見もあったということでありまして、その反対意見を、じゃあどのように尊重しているのかという点についてもお聞きいたします。

教育長（遠藤 哲君） 反対意見もちろんあったわけで、反対というか不安な意見というのがあったわけですが、やはりそれらについて私たち丁寧に説明することが大事だろうということで、先ほど答弁の中でも申しましたとおり、こども園、それから学校、それぞれほとんどの保護者の方に参加していただきまして丁寧に説明し、ご理解をいただいたところです。

さらに、そのときにももちろん話したわけですが、今現在、主食、牛乳、そして全てをまとめた形でこれまでも放射線量を測ってきたわけですが、村食材単品でも測ると。そして、さらに見える化ということでホームページ上にも公開するという事で、もちろん子供たちに提供するものですので、安全というのは、これは大前提ですが、少しでも保護者、子供たちの不安をなくすように努力してまいっているところです。

5番（高橋和幸君） この点に関しましては、私個人的にも地産地消、これは非常にこれから重要かつ大切になっていくと思われますので、第一に安全安心、それを最優先して推進していってほしいと思います。

最後に、これまでの村長の行政執行及び運営についての質問、再質問ですが、6期24年という長きにわたり、この重責を務め上げて、ご自身でこれはしっかりとやり遂げられたという実績があればお伺いしたいということと、また振り返ってみて、この点に関しては課題を残してしまったのかなと思われる点がございましたら、今後の行政と議会の取り組まなければいけない課題と勉強のためにも、ぜひお示しいただければと思うところではありますが、何かございますでしょうか。

村長（菅野典雄君） 平成23年の3月11日、その後の原発事故のところで、いわゆる村民を全員避難しなさいと、こういうことが国のほうから通達が来たわけでありましてけれども、一体どういうふうに避難をさせたらいいのかというのは非常に悩むところですが、住民のほうは、ちょっとこういう言い方、また誤解を招くかもしれませんけれども、それぞれ自分でやる方もいますし、村のほうでまさに寝ないであっちこっちを探してやってということなんですけど、一番悩んだのはやっぱり子供たちです。子供たちは、どうぞそれぞれ親について避難しなさいだけで済む話では全くありません。ですから学校を、どう

維持するかというところで非常に悩んだというか、探しあぐねた。その結果は、もうご存じのように川俣町であり、あるいは幼稚園であり小学校であり中学校であり、それなりのワンクッションを置いてでありますけれども、あるいはクッションを置かなくても、それなりにある程度落ち着いたところにできたということが、できたことがよかったなというのは1つ。

そして、もう一つは先ほどの住民の避難のときに1か月以内にやれよというのが2か月以上かかりました。それは結果的には随分非難をいただきました。村民をがんにさせるのかと。我々をモルモットにする気かとかですが、結果的にはその2か月かけて村から1時間以内に90%以上の住民が避難をしていただいたということですから、その後、できるだけやっぱりコミュニティーができた、そして今学校に子供たちがバス通でもここへ来ていただいたということでもあります。これがもし1時間以内以外のところに避難ということになれば今のことはないんじゃないかと思えます。

ですから、その辺の判断ができた、それはもちろん私だけの話ではなくて役場全体として、その判断をして、その対応をしてきたというのが大きなことではなかったのかなと思っているところであります。

取り残したというところは、その都度その都度やってきましたから、特別ございません。ただ、いつの時代にも課題はありますから、当然多くの課題を残しながら辞めていくことでありますので、それはまた次のところに委ねていくということではないかと。

私も、なったときには当然課題がいっぱいありました。随分片づけばっかりやってんなよと、こう言われましたけれども、それが後の人の、引き継いだ者の責任であります。ですから、そこをきちんとやり遂げた上で、また自分なりの仕事をやっぱりやっていくということ、そういう意味では課題は課題として残すのは当然でありますから、それはやっぱり引き継ぎながら、またそれぞれ新しい道を選んでいくということではないかなと、このように思っているところであります。

以上であります。

5番（高橋和幸君） ちょっと今聞こうとしたことを先に村長に答弁されてしまったんですけども、議員の場合は入れ替わり立ち替わりして人は毎回替わっていきますけれども、ここにいらっしゃる課長連中クラスともなりますと丸々24年、村長とのお付き合いが続いているんじゃないかと思われませんが、そういった中でいろんな自慢できることもあれば村長と同じく批判、非難されたこともあると思われまして、村長の長きにわたる体質というのが依然ここにもまた残っているんじゃないかと思われましてけれども、今、村長軽くご答弁されましたけれども、これから新しく来月から新しい村長に、村政に替わっていきますけれども、その方にどのような村政を目指していつてもらいたいのか。今ある課題は様々ありますけれども、村長は村長なりにやってきたと思えますけれども、新しい人にはどのような形でこの村を進めていつてもらいたいと思っているのか、簡単でよろしいのでお聞かせ願えればと思います。

村長（菅野典雄君） ずっとやってきたことですが、私は私なりの特徴を出させていただきました。ですから、新しい方もそれぞれの特徴を出していくということだと思います。

ただ、少なくとも普通のときならそれでいいんですが、やはり今回の特殊な事情、原発事故で全村避難になって今解除になって、たった一つの行政区だけが取り残されていくということを、何とかやっぱり村民みんなひとしく同じような形にしていくということで今国なりなんなりといろいろな交渉をしていますので、そういうことだけは引き継いだ中で自分の特徴を出してもらおうということが大切ではないかなという気がします。ご破算という話になりますと、多分住民の方も大変でしょうし、飯舘村に対する評価も全く変わってくるだろうと思います。

以上であります。

5番（高橋和幸君） 一般質問の再質問は、私はこれで終わりとなりますが、最後に6期24年間本当にお疲れさまでした。非難の声や執行、運営に賛否が分かれるところもあるやもしれませんが、それも政治の宿命であります。

ただ、総合的な視野で判断した場合、私はその功績は多大である、立派にやり抜きとおした事実に間違いはないと判断しておりますので、称賛をお送りして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

長い間、お疲れさまでした。

議長（菅野新一君） これで、高橋和幸君の一般質問を終わります。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は15時05分とします。

（午後2時48分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後3時05分）

議長（菅野新一君） 2番 長正利一君の発言を許します。2番 長正利一君。

2番（長正利一君） 2番、一般質問をさせていただきますけれども、本当に長時間にわたってお疲れのことと思いますので、できるだけ簡単明瞭に回答いただきまして、明日の飯舘村の発展のために建設的なご回答をいただきたいと。

今コロナの問題で、質問の前にですね、大分福島市、南相馬市を含めて今日の新聞報道では県下184名ぐらいの感染者が福島県で出たという部分では、非常にこれ両脇に、西は福島市、東は南相馬市ということで大変な状況になっております。そういう中では飯舘村とか川俣町では出ておりませんが、やはりこの村に出入りをする、特に役場に出入りをする、役場関係に出入りをする人も多くありますので、気を緩めないで感染防止には当たっていただきたい。特に今帰村している中では重篤化する高齢者が多いわけですから、ひとつ村を挙げて防止に努めていただきたいというふうに思っています。

あと、もう一点でございますけれども、今日質問者、私含めて4人でございまして、3人の質問、そして答弁があったわけでございます。私も重複する部分で同じことを質問するなというふうに捉えがちかもしれませんが、私は正しいものは正しい、間違っているものは間違っているという部分で、この議会の映像も流れているわけでございますので、その点も含めて3人のご質問とダブる部分もありますけれども、それなりに

質問させていただきますので、建設的なご回答をお願いしたいと思います。

私は、今回7点についてお伺いをしたいと思っていますけれども、7点の質問の中には菅野村長が6期24年間にわたって、基本的に震災・原発が起こって、いろいろリーダーシップを図りながら20行政区の中では19行政区が帰村宣言した。残りの1行政区について、午前中には質問もありましたけれども、やはり村長が来月行われる村長選に、もう出ないという報道をされて、多くの村民がやはりちょっと待てよという声が聞かれますし、どうしたんだというご意見がございます。

と申し上げるは、やはりこのような想定外の原発事故によって避難生活、さらにはその帰村宣言、そして村の復興に村を挙げて、村民挙げて頑張ってきた中でございますけれども、その帰還困難区域長泥地区について、やはり菅野村長はもう一期頑張ってお集大成で解決をして終わるべきでなかったかと思っていますし、私もそうなるのかなと思っています。いかんせん、いろいろ新聞報道で出ないよということで後進に道を譲るといふ決意をされましたけれども、そのような残念なお話もありますので、それはそれとして村民の声としてありましたので、この場を借りておつなぎしたいと。24年間本当にご苦労さまでした。最後の私、村長とこのようにして回答いただけるのは最後と認識していますけれども、ひとつ建設的なご意見をお願いしたいと。

では、これから質問に入りたいと思います。

まず、1点目でございます。帰還困難区域の避難指示解除についてということで先ほど来いろいろ質問ありましたけれども、問題は帰還困難区域を抱える町村協議会を離脱し、また全面的な除染を行わず、復興拠点と一括して帰還困難区域の避難指示を解除するのか伺うということで、1点目でございますけれども、この問題については、本当に村長が我々の前で、全員協議会でその趣旨を話されまして、私は一議員として正しく理解していますけれども、角度が変わりますと新聞報道も飯舘村の長泥の問題も含めて連載をして、本当に長泥に戻って、これから頑張ろうと避難先で農業やっておりますけれども、そういう中では、さらにそういうふうな風評の影響を受けてしまうんでないかと、そういう危惧をしている方もございます。偏った報道で、この飯舘村、頑張ってきた、村民と行政が頑張ってきて、地域の声を十二分に聞いた中で長泥、残る部分について、このように凶面書きをしたわけですから、それに滞りなく前に進めていただかないと、あの当時49戸の、今は百八十何ヘクタール、これからいろいろやりますけれども、その面積を利用して農業を長泥地区で頑張ろうと。180名近い住民が戻って頑張るから、いち早く除染してくださいよと、いろいろこうしてくださいよと要望を聞きながら、今進め、さらには令和5年の春を1つの目標に、目途にして進めていますけれども、それプラス、最近いろいろ報じられております長泥、俗に言う曲田でございます。曲田地区の残された住民が国のほうではなかなか難しいというような要望、いろいろ6町村でも上げているどうのこうのしていますけれども、それには村長がおっしゃるとおり他の市町村とは規模も違う、条件も違う、先ほどの回答もいろいろ、そういう中ではあって、私は十二分に理解しますけれども、この件について再度、正しく認識をいただいて、この事業を前に進めていただきたいと思います。この後、誰が村長になるか分かりませんが、そのよ

うなことをお願いしたいということで1点伺うものであります。

あと、2番目の6次総合計画について、これは新たな総合計画については、村民が夢と希望を抱かれるような計画づくりが必要だと思われる。基本方針と重点事項は何かという問いでございますけれども、これも何回か示されておりますけれども、最終的には全員協議会のほうで、もう出来上がったものを説明したいということで村長申入れの話を聞いております。

私が危惧するのは、その内容でございます。今まで6,000人の人口が飯舘村で生活していた。いろいろ帰村している方を見ますと特老に入っている部分、さらには移住してきた出入りも含めて本当に1,500人足らずの今人口構成だということで、私はこの点をまず危惧しています。人口によって商売する方も立ち上げる、起業できる部分はありますけれども、人口がいかんせんいないために食料、俗に言うミニスーパー的なもの、今道の駅にありますけれども、それが十分かということになればなかなかそうではないんじゃないかと。そういう点も含めて、この6次総合計画、本当に絵に描いた餅にならないような構想になっているのかお伺いするものでございます。

あと、バイオマス計画について、これも飯舘村トップに報道等で論じられていますけれども、これもいかんせんいろいろな偏りの報道もされています。しかし、そういうのが事実とすれば、この建設に反対する団体、さらにはその反対に賛同する団体から飯舘村に対して白紙撤回の要請書を、ある雑誌では報道されていますけれども、そのような要請に対して村は今後どのような対応をするのか。やはり今いろいろな問題で行政が訴訟に立たされているという部分もあります。時間と金がかかるわけでございますので、やはり真摯に丁寧な説明をして理解を求めることが第一、1丁目1番地だと思います。

この件については、飯舘村にもその反対、白紙撤回を求める賛同の会も載っていましたが、あと南相馬市でも載っていました。近隣の部分も含めて、さきの風力発電の問題もありますので、そういう点も今後、前の件もある中ではどのような対応をするのかお伺いするものでございます。

4番目の移住・定住・交流事業についてお伺いいたします。村は交流人口の増と定住人口の増を基本に掲げておりますけれども、その進捗状況についてお伺いしたいと。さきの新聞報道で100人目の定住者が報道、記事に載っていましたが、すごい人数だなというふうに思っています。

しかしながら、ほかからは飯舘村を応援しよう、飯舘村に行って少しでも村外、ほかに飯舘村のよさを発信してやろうというような思いを、あふれた方が飯舘村に来てると思っています。そういうふうな思いがいっぱい、そういう方がいるとすれば幸いですけれども、私が危惧するのは飯舘村の村民がいろいろな条件で、今線量の問題もあります。条件の問題もあります。飯舘村の若い、これからの6次総合計画が、5年間の計画を立てておりますけれども、その基本となる、主役となる人が、主役がないという部分であります。

端的に申し上げますと、前にも質問しましたがけれども、村の職員が、やはり飯舘村を救う気持ちで一人でも多く、ほかからの定住者もいいでしょすが、やはり真の声を聞か

せて、とどろかせて、飯舘村の名を後継に伝えていただければと、その思いで質問するわけでございます。

あと、5番目、営農再開支援事業でございます。3万5,000円から1万2,000円の自己管理、保全型ですね、この部分について、今回は1万2,000円の金が、1回当たり6,000円の金が出ますので、それに向かって地域間で草刈りをした、耕うんをした、そういう詰め合わせの中で美しい村飯舘村の景観づくりに寄与しているのは、これは間違いございません。

しかしながら、この高温下になって草の伸びが非常に早く、もう二、三日過ぎればまた草が生え伸びるとというのが今年の現状でございます。今まで最低4回刈っていましたが、伸びれば刈ればいいんだという感覚でございましたけれども、今年については2回で畦畔まで刈って6,000円だという部分ありましたので、今までの景観とは多少違ってきている部分はあります。この事業は、やはり中間管理機構で集約でいろいろな事業を今やっています。中山間はじめ12区でもやっていますけれども、そういう部分ができる集落については、これは結構なわけでございますけれども、道半ばにしてまだ進まないところがいっぱいあるかと思えます。この事業が次年度は継続するのか。

さらに、最低でも3回くらいの草刈りをしないと、そういうふうなイノシシの巣になったりサルよりどころになったり、この飯舘村がお化け屋敷化しちゃうんじゃないかと、そう危惧しております。そのようなことでお伺いするものでございます。

あと、6点目、プレミアム商品券についてでございます。これも利用状況と次年度の継続について伺うものですが、昨年度はいろいろ6万円買って9万円ですから1.5倍の本当に他の市町村にはないすばらしい取組をしていました。しかしながら、避難している方が大勢なもので飯舘村で使えるものがないという声がありました。そういう中では、今年飯舘村に来ていろいろ利用する。ガソリンもそうです、機械もそうです、道の駅もそうですが、やはりこういう点も皆あれば助かるなど、これは誰しもが思うわけでございますけれども、この事業というものが継続されるのか。

そして、せめて世帯主については、最低でも2口ぐらい販売するようなことができないのか。なぜかと申しますと、飯舘村に通行をするどうのこうの、やはりそういうので農業やってるのが大変だと。維持管理するのも大変だと。しかしながら、これが可能であればもっと来る回数も増えるのではないかというような声がありましたので、お伺いするわけでございます。

あと、最後でございます。電動アシスト付きの補助について、免許証の自主返納した方については、それは補助の部分でいろいろあるというのは理解していますけれども、今高齢化で戻ってきて、俗に言う運転者が先にお亡くなりになって片方が残されたとか、いろいろ条件あるかと思えますけれども、基本的に高齢化になって足腰が弱くなって、自宅にとどまる時間が多いと、自分で歩くには歩いてもすぐに戻ってしまおう。でも、そういうふうな何か補助的な車があれば景色を見ることもできるであろうし、そういうふうな村の景観も見渡せるんじゃないかと。ただ、家の中にいたつきりでは、年を取るだけで足腰が弱るだけではつまらないという声もありますので、何か補助できるものが

あればお聞かせを願いたいと。

ちょっと長くなりましたが、以上の件についてお伺いするものでございます。

村長（菅野典雄君） 2番 長正利一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

帰還困難区域の避難指示解除について、何ゆえ原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会を離脱したかというご質問の趣旨のようであります。

理由としては、協議会の方針は地域内の拠点外も含め帰還困難区域全部の除染を求めているわけでありまして、今回長泥地区で進めようとしている拠点外事業は建物の解体及び一部除染と線量低減措置の実施であります。このように協議会の方針とは異なったために、村の協議会構成員としての今後について、協議会の会長である葛尾村長さんと直接お会いをいたしまして協議をしたところでありまして。

その結果、6町村の帰還困難区域の進み具合が異なるため、現状はそれぞれ別に進めたほうが今後やりやすいだろうとの結論に至り、お互いの了解のもとに離れることになったということでありまして。報道などでは、村が離脱したと報じられておりますが、村から協議会に対し、離脱を申し入れたということではありません。話合いの中でお互いの立場を尊重してということになってきたということになってきたことですので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、全面的な解除を行わず復興拠点と一括して避難指示を解除するのかがご質問であります。

確かに区域外では環境省による主要道路を中心とした除染及び内閣府による遮断による線量低減実証事業の実施であり、全面的な除染は行わないわけでありまして。環境省の除染では道路沿いだけではなくて、一定程度範囲を広げた除染が実施されるようであります。ちょっとまだ確たるところではないんですが、全部の実施の大体50%、60%ぐらいまではいくんではないかというこちらの期待でございます。また、復興庁の線量低減措置は宅地周辺に芝とかコンクリート、砂利などを覆いまして、その遮断効果を実証するという、あくまでもモデル事業ということで、一定程度の効果が期待されるかどうかということのモデル事業であります。

村はこれらの事業の結果、どの程度の線量低減が図られたかと、国が検討している帰還困難区域の解除要件等よく検証し、区域外に立ち入る際、帰還する住民の安全確保に問題がなければ避難指示が解除されるものと思っております。

なお、事業の結果及び解除要件の詳細はこれからであります。できれば同じ長泥の住民同士、区域内の解除と同時期にと考えており、その方向で国のほうは現在動いていただいていると思っております。

次に、第6次総合振興計画について、私のほうからお答えをさせていただきます。

この第6次総合振興計画の基本方針として、2つのキャッチフレーズを挙げさせていただきました。1つは「ものは引き算、こころは足し算の村づくり」、もう一つは「ちょっと住む 時々住む ずっと住む みんないいかも いいたて村」でございます。

今、夢と希望の計画になるようにということでありまして、そうなるかどうかというのは内容などもこれからご説明させていただきますので、またご提案いただければと思



ますが、まず基本的に私たちはこのたび原子力災害に遭ったわけでありますから、そこから何を学んで、これから何を大切にいくべきかと考えたときに、その役割が我々にあるんだろうということでもあります。そうしますと物の、いわゆる豊富にそろえることによって豊かさを感じるというのも大切であります、本当に必要なものを見極め、全て便利さだけを求めるということだけでなく、そこから持続可能な暮らしをしていくことが大切ではないかと。いわゆる我々の生活が次世代に、できるだけ地球に優しいことを、暮らし方をしていくのではないかと、そこはやっぱり考えていたのが「ものは引き算」ということでもあります。

また、このたびの原子力災害によって急激に人口が減りますことが確かになっているわけでありますから、これからそれぞれ行政区の動きであったり、村の動きであったりをしてしまうと村民同士、あるいは村民同士以外かもしれないけれども、お互いに相手に思いやりをもって助け合いをして、お互いさまの気持ちで地域や家族を大切に暮らすことが大事だろうと、こんな考えたところ、そこが「ここは足し算」という言葉で表現をさせていただいたところでもあります。

そして、避難により、今村民の暮らし方は村内・村外と様々です。村外に住み村内に毎日勤めに来ている方も数限りなく多いということもあります。したがって、村外からもまた村と深い関わりを持ちながら復興を応援していただいたり、あるいは移住していただいたり、あるいは本当に多様なスタイルの暮らし方がなされていくのではないかなど。なされていくはずであります。そうしますと、どのような住み方でも村との関わりを通じ、お互いに多様性を認めながら協力して村づくりを進めることを指し、さらにそれぞれのいわゆる考え方を尊重し、人権を尊重したというところでの「ちょっと住む 時々住む ずっと住む みんないいかも いいたて村」であります。早くできるだけ村に多く帰ってくれよという気持ちは分かりますけれども、やっぱりそれぞれの事情を考えさせていただきながら、思いをいたしながら、ちょっと村に足を運ぶのも、時々住むのも、ずっと住むのも、みんないいんではないかという、そういう思いの言葉が2つ目のキャッチフレーズになったところでもあります。

このように人々の暮らし方や生き方、そして心の持ち方を大切にしてきた村でありますから、さらにそういう村づくりを進めていきたいと思いますというのが今回の計画の基本的な考え方でもあります。

次に、重点項目についてであります、本計画では大きく4つの分野に分けてそれぞれ目指す姿を協議をしていただきました。目標実現のための重点事業を実施することにしていて、本計画の期間が5年間であることも踏まえれば実現の可能性も十分考慮しながら計画をつくったところがございます。

例えば、健康・福祉・環境分野では、生きがいをもって健やかに暮らすことのできる村を目指すとして健康づくりや生きがいづくりのための食に関する事業や、地域お助け合い事業の充実、さらにごみの減量とかいいたてホームの人材確保などに取り組むことによる皆さんの方に優しい村づくりということを考えておるようであります。

産業・観光・移住という分野では、村民の暮らし方を尊重しながら新しい豊かさを感じ

る産業を創り出す村を目指すということで、農家数の増加、基盤づくりを進め、農の再生を図りながら飯舘牛をはじめとするまでいブランドの復活を目指すことや、観光産業推進発信のための組織づくり、そして移住定住のための空き家・空き地活用などに取り組む計画になっております。

また、教育・文化の分野では飯舘村の文化を取り戻し、自ら誇りを持つ村を目指し、ふるさとを学ぶ教育の充実や、村の自然を体験しながらのスポーツ、交流事業の実施、伝統芸能や伝承の保存・継承、あるいは防災・建設・消防分野では足元の生活基盤や住民のつながりを再び強め、支え合いで進める村を目指すとし、防災・消防体制の充実強化、村民と協働による道路等のインフラ整備、インフラ管理かな、住民主体の移動手段整備、美しい村の景観形成、そして健全な村の財政の維持などに取り組むとしてあるわけであり

ります。

さらに、計画の実現性を高めるために年度ごとの検証に加え、3年目をめどに見直しを行う予定であります。計画の推進に当たっては、基本方針を踏まえながら今後の状況の変化に即し、計画見直しを行い、事業がよりよく実施されるよう進めていきたいと考えているところであります。

2つお答えさせていただきましたが、それぞれ他の質問は副村長以下担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは、3点目のバイオマス計画についてお答えをいたします。

去る7月10日に放射線被害を心配する村外の住民団体から村に対し、放射性物質汚染木材を燃やすバイオマス発電計画の撤回を求める要望書が提出をされまして、それを村は受理をしたわけでありまして。放射性物質の濃縮された排ガスがまき散らされることによる健康被害を危惧する内容でございます。村は森林の除染が進まない、また森林整備が、あるいは林業生産活動が遅々として進まない中、この木質バイオマス施設を整備することによって農林業の活性化、あるいは雇用の場、バイオマス施設だけでなく木材に関わる林業農家、林業家ですかね、木材伐採とか運搬とか、それに関わる方々も出てまいりますので、相当の雇用の場が創出されるのではないかなと、こんなふうに思っています。

したがって、このバイオマス計画が実現されれば、今までずっと心配しておりました里山の再生とか森林の再生とか、その辺のところはかなりのところ解消されるのではないのかなと、こんなふうに思っております。

また、被災自治体や県内の木材業者では木材加工で生じるパークの処理が大変困難ということで、その対策が、福島県も含めて対策を練っているというところなんです。については、この施設は村だけではなくて被災12市町村あるいは福島県全体の森林再生に欠かすことのできないものではないかと、こんなふうに考えているところであります。

ただ、課題がないわけでもありません。飛灰の安全性の問題とか、焼却灰の最終処分先の確保の問題とか、いろいろ課題はありますので、その辺の課題を整理をし、建設に向けて取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っているところであります。

もちろん村民が心配をされております健康被害あるいは公害などがあってはなりません

ので、この事業の運営に当たっては村民の安心安全、これが第一であります。そのため  
に先ほどもご質問に答えておりますが、二重三重の対策ですね、バグフィルター、さら  
にはそのバグフィルターに加えて、それをまたカバーするフィルターなんかも検討して  
いく必要があるのかなと思います。まずは村民の安心安全を第一義的に検討して、そ  
れが確保できない場合は、これできないわけですから、それを確保できた際に、見通し  
が立った際に、これを動かしていくと、こういうことでもあります。

それから情報公開の件です。蕨平の減容化施設も環境省のほうで定期的に情報開示して  
いるんですね。現在の状況とか。その辺は、この施設も同じく定期的に情報開示はもち  
ろんなんですけれども現場見学ですかね、その辺のところもきちっと担保つけながら、  
設置に当たっては万全を期してまいりたいと、こんなふう考えているところでありま  
す。

以上であります。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私からは、長正利一議員の質問の4番、移住・定住・交流  
事業についてのご質問にお答えいたします。これら事業の進捗状況についてということ  
でございます。

村では原子力災害、放射能災害の特殊性から避難指示が解除されても帰村する村民の数  
は元どおりにはならない可能性が高いことから、村の人口を維持していくために平成30  
年度より移住定住交流推進対策室を設置し、移住定住者の獲得に力を入れてまいりまし  
た。

このうち、交流人口増の取組としては、村に住民票のない方を対象としましたふるさと  
住民票制度の創設、そしてそちらへの加入促進やふるさと住民票加入者対象の村内での  
交流バスツアーであるふるさと住民バスツアーを開催してきたほか、大倉の花火大会、  
そして今年度は特に地域おこし協力隊による展示会や見本市などのイベントが実施され  
ております。ほかにも交流イベントは多数あるわけでありまして、こうした取組  
の結果、ふるさと住民票加入者数は現在454人に上り、今述べたバスツアーとこれらイベ  
ントの参加者は延べ約1,800人を超える参加者数となっております。

また、移住者の増加に向けては、移住者のための相談窓口業務や移住者向けの各種補助  
金給付、空き家バンクの創設などの取組を進めた結果、9月1日現在で68世帯101人に移  
住していただいております。給付した補助金の総額は制度創設から令和元年度までの実績で  
約3,700万円であります。

移住者の数は、当初の目標であった5年間で移住者100人達成を、2年早く前倒しして  
の達成となっており、これは地域住民はじめ村本来の魅力が大きいことは言うまでもあ  
りませんが、丁寧な相談対応やきめ細やかな補助金の給付など、村としての取組も効果  
が出ているものと思っております。

今後の課題の主なものとしましては、比較的安価な移住希望者の住まいや就労の場の確  
保がありますが、その他の課題も含め、引き続き検討を重ね、課題解決を図りながら、  
さらなる移住者の呼び込みに向け、対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

産業振興課長（村山宏行君） 私からは、5点目、営農再開支援事業についてお答えさせていただきます。

営農再開につきましては、農地の保全管理として昨年度までは10アール当たり3万5,000円でしたが、避難指示解除から3年が経過したことから今年度より10アール当たり1万2,000円の補助金を交付してきたところでございます。現在、農業基盤整備と併せて農地中間管理事業による担い手への農地集積を進めているところであり、これらが完了するまでの間は農地を適正に保全管理をする必要があることから農地の保全管理に対する支援は継続していく必要があると考えております。

福島県営農再開支援事業は、制度上復興・創生期間が終了する本年度で終了することになっておりますが、農地の保全管理、放射性物質の吸収抑制対策、有害鳥獣対策、作付再開支援など営農再開支援に対する重要性や、飯舘村の現状を国・県とも情報共有しながら福島県営農再開支援事業の継続について、引き続き国・県に強く要望してまいります。

また、農業者に対する支援につきましては、なりわい農業の確立に向けて農地の保全管理支援から経営所得安定対策の支援品目である野菜や、より販売収入の大きい作物の栽培に段階的に誘導し、農家の所得向上に努めてまいります。

続きまして、6点目、プレミアム付商品券のご質問にお答えいたします。

村民と村内事業所に勤務しておられる方を対象に6月1日から販売を開始いたしましたいいたてプレミアム付商品券ですが、9月1日現在8,882冊、額面にして約1億3,300万円の商品券を発行しております。昨年度の実績を見ますと参加された事業者から売上げの大幅増とのうれしいお声も聞かれております。一方で、村民の方々からは避難で疎遠になりがちな飯舘村に足を運び、村について考える機会が増えたというお声もいただいております。今年度は昨年度に引き続き事業を実施したことによる住民の周知、関心の高さから昨年同時期と比べて商品券の販売数も伸びているところであり、昨年以上に効果を期待できるものと考えております。

次年度の実施についてでございますが、この事業については国の事業再開・帰還促進事業を活用しており、この交付金に関して、現在のところ国の動向が不透明ではありますが、復興庁の設置期間が延長されたこともありまして、引き続き国に対して要望してまいります。

以上でございます。

住民課長（山田敬行君） 私からは、ご質問の最後の7点目、電動アシスト付車の補助についてお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、村では高齢運転者による交通事故抑制を図るため、帰村された満75歳以上の方で運転免許証を自主的に返納された方に対してバスやタクシーの利用券、さらに電動アシスト機能付車両、車両というのは自転車のことでありますが、さらにシニアカー購入に係る費用を補助する制度を本年度創設しました。さらに、事前の予約が必要となりますが、利用者の自宅から役場、いいたてクリニック、サポートセン

ター、道の駅などの村内施設まで、さらには川俣町への買物にも利用できる生活支援ワゴン運行事業を社会福祉協議会に委託して本年度から運行しています。両事業ともに帰村されました高齢者やご家族の不安を解消し、高齢者がマイカーやご家族の運転に依存することなく目的地まで移動できる手段を確保する目的で実施しているものであります。

議員おただしの運転免許証のない高齢者への補助制度ができないかではありますが、帰村した高齢者の方の不安を少しでも解消し、生活の足を確保するという目的は本年度創設した補助制度と同じでありますので、次年度の予算に向け、新たな補助制度を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

2番（長正利一君） 今おのおの回答いただきましたけれども、大体理解いたしましたけれども、再度確認も含めて質問したいと思っています。

村長からありました避難指示解除については、先ほども申し上げましたけれども、やはり正しい報道がされることを私は願っていますけれども、やはり全員の理解を得ると、理解をしたというのはなかなか難しいだろうと。どのような社会であっても難しいと。ですが、やはり偏った報道で偏った考えをしますとどこまでも交わることはありませんので、村が自信を持って長泥のために時間を止めることなく当初の計画、帰還、解除を目指していただくことを、さらには曲田地区の拠点、公園整備含めてそういうふうな、これから解体も含めて一括して長泥住民が違和感のないような早期の解除をお願いしたいと思っておりますけれども、再度確認のために村長から。

村長（菅野典雄君） 任期のある限り、まず住民の皆さん方に説明を、そして長泥の住民の皆さん方との話し合い、そして国のほうにしっかりとした要望を任期中に精いっぱいやっていきたいと、このように思っているところであります。

それから、何度も言いますように誤解を解く努力をいろんな形でしていきたいと、このように思っているところであります。

以上であります。

2番（長正利一君） ありがとうございます。

続いて、6次総合計画について、これも確認でございます。いろいろこのご回答から見れば、すばらしいものが出来上がっているんだなと思っておりますけれども、やはり帰村している方々が、一目瞭然で村が5年間でこのような村づくりを描いているという部分も含めて、今後この6次計画についてどのように理解を深めるなど、普及に向けてのスケジュールになっているのか、お聞かせを願いたいと思っております。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問の今回の第6次総合振興計画、どのように村民に普及させていくのかということでございます。本計画につきまして、この後ご審議いただくわけでありまして、仮にこれがご理解いただいて成案となった後には、もちろんこの計画書の本体を早い時期から、もうすぐに公開ということでインターネットに上げるほか、村役場等に置くということをしていきたいと思っておりますし、関係機関の主などには配布なども考えているところでございますが、基本的には村民に対しては、この本体そのものは配布は今回はしないことにしております。代わりに、今議員ご質問のように

一目瞭然に分かるようにということでありますが、この内容をさらに分かりやすく書いたもので、おおむね今20ページ程度のものと考えておりますけれども、そのぐらいのものでまとめて、それで村民のほうにはお知らせをしたいと。

さらに、この策定委員会あるいは審議会の中で、子供たちにこの計画を、ぜひ説明する機会をつくったほうが良いというようなご意見も頂戴しているところでありますので、今ちょうど村の予算書などは中学生を対象とした説明などを行っているところでありますけれども、計画書についてもそのようなことを行いながら、子供たちへの周知というものが図れないかということ、引き続き考えてまいりたいと思っております。

以上です。

2番（長正利一君） あともう一点、この振興計画について、やはり基本となるのが人口だと、人口に合わせた税収の問題もあろうかと思えます。どのように描いているのか、まだ分かりませんが、私は今現在、6,000人震災前おりました。帰村している方1,500人という部分で、まだ戻れない方も含めていろいろあろうかと思えますけれども、そこに住民サービス、行政サービスも含めて村の職員が日夜頑張ってやってくださっていますけれども、この6,000人の人口と、これから5年間1,500人でいくのか2,000人でいくのか分かりませんが、この職員の人事計画等については、こういうのもこの6次総には入っているのかお聞かせをお願いします。

総務課長（高橋正文君） 職員の定員の計画ということでありますが、明確な数字は、この6次総には明記しておりません。

ただ、総務のほうで職員の人員配置計画というのを毎年更新してつくっておりますので、人口規模、財政規模、いろいろな状況を勘案しながら適正な定員規模を今後も定めてまいりたいと考えております。

2番（長正利一君） ぜひ、そういうことで適正な人員とは何人か分かりませんが、やはり財政の負担が、やっぱり人件費があるわけがございますので、復興応援隊もいる中で、やはりいつまでもという部分が多分にしてできないと思いますので、ひとつそれを基本にお願いしたいなど。

あと、もう最後、この部分の最後でございますけれども、本当に帰村した方が道の駅ではちょっと日々買物するのも商品的なものでちょっととちゅうちょしている方もあります。いろいろ思案しますと広域的な、人がいないところに商売成り立たない部分で前に進まないのが今の現状でございますので、広域的なスーパー、ガソリンスタンド的なことで申しますと、ガソリンスタンドではもうない市町村があつて、基本的に隣の町まで30分、40分かけてガソリン、燃料、灯油、こういうのを買わなくちゃいけないと。そこで、それでは困るということで公的に行政、町・村のほうでやっている部分もありますので、いつまでも検討する検討するじゃなくて、やはりほかから来て買物もできないんでは最低の生活を営むラインから外れますので、そういう点もひとつ繰り入れていただいて、前に進んだ6次総計画をお願いしたいなどと思えます。

時間的關係ありますので、この辺にしたいと思えます。

あと、このバイオマス、これ副村長のほうからご回答いただきましたけれども、私も冒

頭でお願いしましたがけれども、やはり設置に当たっては、ある町村では最初の話と違うという部分が今の訴訟問題になっているという記事も読みましたけれども、やはり丁寧な説明をして、飯舘村75%も不信任で、そういうふうないろいろこの事業については、前の3人の質問者からも質問受けてご回答いただいていますけれども、やはりなくてはならない施設の一つだと思いますけれども、丁寧な説明が必要でないかということで、これも最後、確認のためにお願いしたいと。

副村長（門馬伸市君） 地元への説明は何回もしているわけですが、村民全体、まだはっきり具体的に決まっていませんので、補助金もまだこれからですから、ある程度村民の皆さんに説明できる段階になりましたらば、十分その辺は説明、どういう形で説明会するかは別にしても、これは村民にはぜひ説明会は開きたいと、こんなふうに思っております。

2番（長正利一君） ぜひお願いしたいと思います。さらには、例えば建設するよという部分については、巖平地区、遠い部分でありますので、他の各行政区経由していくわけですから、その他の行政区の部分の交通量の部分もありますので、ひとつ丁寧な理解の得られるような説明をお願いしたいと思います。

あと、この移住・定住・交流事業について、相当の実績を上げているという回答でございますけれども、年々増加傾向にまずあるのかどうか、お願いしたいと思います。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 移住者の傾向でありますけれども、特に取組を開始してからは増えているという傾向でございます。

以上です。

2番（長正利一君） そのような効果があるということで、効果の内容は飯舘村の補助制度がいいという部分でもその一つもあるわけですから、やはり一過性に終わらないで、やはりここに来て骨を埋めてもらうんだという形でお願いできればいいのかなと思っています。

これからどんどんこういう方が増えますと、住まいや就労の問題、これも早急に解決をしなくちゃいけないのかなと思いますので、やはりそういうふうな図面を前に出して、来やすい体制づくりが必要なのかなと考えていますので、ぜひとも100人、200人、300人と、一番困るのは現住民が、我々住民がほかから来た住民より少なくはちょっと、超されると困りますので、ほどほどに推進お願いしたいと思いますけれども、ぜひのさらなる効果を期待するところでございます。よろしくお願いしたいと思います。

あと、営農再開事業、これについてはいろいろ国、県の事業、いろいろありますけれども、やはり農地の管理については、一度荒らせばなかなか元に戻そうとする気力は多分にして薄れてくると思います。やはり我々先祖がここまで仕上げたもの、それによって金が出るから、金が出るから草刈りをするんだなんていう考えは毛頭ございませんけれども、やはりここでするのに大変な苦勞をしているわけですから、これを中間管理、借り手の方が借りやすいような、まず基盤整備、圃場整備をして、将来的には10年ぐらゐの管理機構が提示している期間を有効に利用してもらうためにも、その間の維持管理は当然必要でございますので、自前の基金を使ったとしても、やはりこれくらいの支援はどうかと思いますので、それも検討していただければと思っています。

あと、これとちょっと賛同しますけれども、やはりこういうふうな草刈りとか飯館村の住宅とか、そういうふうにはたまには見にくるという方も多いわけがございますけれども、このプレミアム付商品券、いろいろな部分で経済的な効果が上がっています。せっかくこういうふうな制度を活用しないわけには、もったいないと私は思っています。

そういう中で、先ほども申しましたけれども、やはり農家だけではございませんけれども、世帯主に、せめて必要な方については、それくらいの助成をして飯館村に来る機会を数多くつくっていただくというような提案をしたいなと思っています。要らない方については、それは無理にしてもこれは無駄でございますので、有効利用できる方については、そのようなことでいかなものかということで、よろしくお願ひしたいと思っています。

あと、最後になりますけれども、自主免許返納した方についての優遇措置はあるが、ない方についてのご回答いただきましたが、ぜひ検討していただいて、やはり高齢者が元気で我がふるさとを散策できるぐらいの支援を対応していただければもっと人口が増えるような気がしますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わりますけれども、前の方3人が長きにわたった村長に対してお言葉を述べられたということで、私だけが以下同文とはいきませんけれども、本当に49歳から、私、村のビデオ見ましたけれども、49歳で若くして代々の村長さんが築いてきたものを菅野村長が6期にわたってつくり上げてきたということで、私も村長と大して年はそう変わりませんけれども、あの当時、昨日のように思い出しています。

村長が公民館にいた関係もあって、いろいろな提案をして、飯館村で海外になて行く「若妻の翼」ありましたけれども、それを村長からやったかちょっと忘れちゃったけれども、そういうふうな提案もしながら、そして私が青春時代、私ごとでちょっと恐縮しますけれども、私が学生時代、福島に行って「飯館村」と言っても分からなかったんですね。私は何て、どっちから、出身はと言われて、私は「相馬」という響きのいい言葉を使いましたけれども、飯館村、九十何市町村があった時代は飯館村は分からなかった。たまに出るのが冷害、大雪、本当に貧しい村というようなイメージがありましたけれども、そういうものをいろいろ代々の村長さんはじめ菅野村長が24年間にわたって頑張ってきたことについて、本当に残念ではありますけれども、本当に感謝と敬意を一村民として申し上げたいと思っています。

今度村長の座を退任されれば一村民として今までの英知、今まで築いた部分のご支援、さらにはご鞭撻をいただきながら、いつまでも飯館村が消えることがないような村づくりを、我々とともに後世に伝えていくためにも、ひとつご協力をお願いしたいというふうにお願ひ申し上げて、まだまだちょっと時間あるんですが、皆さんの体調、十分に管理しなくちゃいけないという部分ありますので、建設的なご回答をいただきましたことに感謝を申し上げて、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで、長正利一君の一般質問を終わります。

これで、本定例会の一般質問は終わります。

◎日程第3、令和2年請願第1号 自然体験の森・展望四阿立入制限の請願



議長（菅野新一君） 日程第3、令和2年請願第1号自然体験の森・展望四阿立入制限の請願についての件を議題とします。

審査の結果については、委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長 高橋孝雄君。  
産業厚生常任委員長（高橋孝雄君） ただいま議題となりました請願第1号自然体験の森・展望四阿立入制限の請願について、6月9日に現地調査を実施しました。また、7月13日に産業厚生常任委員会を開催し、調査結果を踏まえ慎重に審議をしました。

その結果について報告します。

本請願は村民の森あいの沢内の自然体験の森・展望四阿、子供たちのための施設であるが、現在の空間線量率、土壌放射性物質の量は明らかに放射線管理区域とされている値の0.6マイクロシーベルトを上回っております。年少者の放射性被ばくの感受性は大人の感受性を大きく上回ると言われていることから、速やかな改善策を実施すべきである。

具体的には、立入禁止の看板設置と他の子供たちの立ち入る区域の測定相当な処置を施すことを求める願意であります。

村民の森あいの沢については、現在施設整備のため閉園となっている状況であり、子供たちが直ちに利用できる状況にありません。また、このエリアの平均空間線量は0.84マイクロシーベルトであります。利用時間がそう長くはないと考えることから人体に対する影響は非常に少ないのではないかと推察されます。

これらのことから、審査の結果、本請願の趣旨は理解するものの立入禁止の看板設置までは必要ないと判断し、趣旨採択に決した次第であります。

なお、要望として公園内にモニタリングポストの設置や空間線量値の看板を設置、さらには村民の森あいの沢は村民の憩いの場所ありますので、公園としての機能が発揮できるように線量の低減を要請してまいります。

以上で、報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

本請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

#### ◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。  
ご苦労さまです。

(午後4時18分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月9日

飯 舘 村 議 会 議 長                      菅 野 新 一

同                      会議録署名議員                      長 正 利 一

同                      会議録署名議員                      佐 藤 一 郎

同                      会議録署名議員                      高 橋 孝 雄

令和2年9月18日

令和2年第8回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和2年第8回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和2年9月18日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和2年9月18日 午前10時00分				
時及び宣告	閉会	令和2年9月18日 午前11時39分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	5番 高橋和幸		6番 渡邊計		7番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 松本義之	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	村づくり推進課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 委員長	伊東利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年9月18日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化  
に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）
- 日程第 4 議案第 95号 令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 5 議案第 96号 令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 97号 令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 98号 令和2年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 99号 令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第100号 令和元年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第101号 令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第11 議案第102号 令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第12 議案第103号 令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第13 議案第104号 令和元年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第105号 令和元年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第15 議案第106号 飯舘村議会議員及び飯舘村長の選挙における選挙運動の公営に  
関する条例
- 日程第16 議案第107号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第108号 飯舘村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第109号 飯舘村飲料水安全確保対策基金条例を廃止する条例
- 日程第19 議案第110号 飯舘村第6次総合振興計画の策定につき議決を求めることにつ  
いて
- 日程第20 議案第111号 土地の取得について
- 日程第21 議案第112号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工  
事（伊丹沢西エリア肉用牛用施設）請負契約の変更について
- 日程第22 議案第113号 飯舘村ライスセンター新築工事請負契約の変更について
- 日程第23 議案第114号 福島再生加速化交付金事業 飯舘村簡易水道監視設備等整備工  
事請負契約の変更について
- 日程第24 議案第115号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第26 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第27 閉会中の継続調査の件

日程第 28 閉会中の所管事務調査の件

日程第 29 議員派遣の件





## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程、村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

本日村長からその他案件3件、人事案件1件、諮問2件、計6件の追加議案が送付されております。

次に、発委第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）が議会運営委員長より、提出されております。

次に、決算審査特別委員会が9月14日から9月16日まで、令和元年度決算認定審査のため開催され、結果についてはお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、9月16日に議会運営委員会が、本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から所管事務調査について、それぞれお手元に配付のとおり報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 高橋和幸君、6番 渡邊計君、7番 佐藤八郎君を指名します。

### ◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） それでは、本日追加いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事、これは伊丹沢西エリア肉用牛用施設なんです。その請負契約の変更など、その他ございまして、仮契約を締結いたしましたので、その承認を求めるものであります。

それでは、提出いたしました議案についてご説明をさせていただきます。

議案第112号は、被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事請負契約の変更についてでございます。令和2年3月17日付で株式会社アシストジャパンと

工事請負契約を結び、工事を進めてまいったところではありますが、現場精査の結果、パドックつき分娩舎工事等の変更により、当初の工事請負額に105万8,200円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。なお、変更の契約金額は、2億1,005万8,200円です。

議案第113号は、飯館村ライスセンター新築工事請負契約の変更についてでございます。令和2年3月17日付で仙建工業株式会社福島支店と工事請負契約を結び、工事を進めてまいったところではありますが、現場精査の結果、低温倉庫空調設備等の変更により、当初の工事請負額に1,419万5,500円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額であります、17億3,899万5,500円でございます。

議案第114号は、福島再生加速化交付金事業 飯館村簡易水道監視設備等整備工事請負契約の変更についてでございます。令和元年7月22日付で荏原実業株式会社東北営業所と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいったところではありますが、現場精査の結果、安全対策設備等の変更により、当初の工事請負額に9,685万5,000円を増額する請負契約の変更について、皆様に議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は、4億2,465万5,000円でございます。

議案第115号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。これは二枚橋字本町268番地の佐藤眞弘さんを教育委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものでございます。

諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。これは大倉字松ヶ平451番地の高木久子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、その意見を求めるものでございます。

諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。これも飯樋字西原140番地の藤井美奈子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、その意見を求めるものでございます。

以上が、本日提出いたしました追加議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時08分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時25分）

#### ◎日程第3、発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第3、発委第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政

の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を議題とします。

委員長の説明を求めます。

議会運営委員長（高橋孝雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議案となりました発委第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安も続いている中で、地方税・地方交付税などの一般財源の激減が避け難くなっております。

地方自治体は、福祉・医療・教育・子育て・防災・減災・地方創生、地域経済活性化、雇用対策などの喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。このような状況の中、町・村の地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税などの一般財源総額の確保・充実が不可欠であるため、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

令和2年9月18日

飯館村議会議長名

宛先は、

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

内 閣 官 房 長 官

総 務 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

経 済 産 業 大 臣

経 済 再 生 担 当 大 臣

まち・ひと・しごと創生担当大臣であります。

以上です。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第95号 令和2年度飯館村一般会計補正予算（第6号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第95号令和2年度飯館村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 確認のため、1点だけ。27ページの風の子広場の2名分という職員報酬の説明があったと思いますけれども、その勤務状況といえますか、どういう状況になって管理していくつもりなのか、その点を伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） 27ページの風の子広場の職員の勤務形態ということでございますが、これは会計年度任用職員の報酬ということだと思います。パート職員でございます。具体的には、1日6時間勤務で週5日勤務ということのパートタイマーということでございます。

業務については、いわゆる施設の管理等になります。草刈りをやっていただいたり、施設の管理をしていただくということでございます。これは補助が3分の2で、3分の1が復興特交ということで100%入ってくるということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

6番（渡邊 計君） 29ページの10款4項の義務教育学校費の中で、17節で児童生徒学習タブレット端末65台分ということでありますが、これはコロナ対策ということで、今回のコロナに合わせてなったような説明でしたが、コロナが収束してからのタブレットの授業は、どのような利用の仕方をしていくのか、ご説明願います。

教育長（遠藤 哲君） タブレットについてですが、現在も四十数台あるんですけれども、年明けまでには65台、つまり全ての児童生徒数にそろえます。コロナの際の自宅学習に使うということではあるんですが、実際に授業の中で自学自習を勧めたり、あるいは、ふだんの課題に使ったりということで、コロナ対策だけではなくてふだんの授業で十分活用するというようにしています。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第96号 令和2年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第96号令和2年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第97号 令和2年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第97号令和2年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第98号 令和2年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第98号令和2年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第99号 令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(菅野新一君) 日程第8、議案第99号令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第100号 令和元年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10、議案第101号 令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11、議案第102号 令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12、議案第103号 令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13、議案第104号 令和元年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14、議案第105号 令和元年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長(菅野新一君) 特別委員会に付託しておきました日程第9、議案第100号令和元年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第101号令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第102号令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第103号令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第104号令和元年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第105号令和元年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6議案について一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長(相良 弘君) ただいま議題となりました議案第100号から議案第105号

の令和元年度一般会計決算認定並びに各特別会計決算認定審査を、9月14日から16日の3日間にわたり、7人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私相良 弘、副委員長に佐藤一郎委員が選出され、慎重な審査をいたしました。その経過と結果について報告します。

本特別委員会の審査の経過であります。9月14日は各課長等から担当する事務、事業に係る経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月15日から16日には、決算書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料、監査委員の決算審査意見書等を基に、村長等に対し、総括質疑を行いました。

質疑においては、各事業における成果及び事業の効果などを確認、さらに今後の課題と方針等をたどしました。その主なるものは、帰村者の生活環境整備、健康管理、介護環境整備、農業を中心としたなりわい再生等についてでありました。

このほかにも、多くの事業に係る意見・指摘がなされました。

全村避難指示から9年6か月が経過し、長かった避難生活の影響は計り知れないものがありますが、一歩ずつ前を向いて歩みを進めることが大切ではないかと感じました。

本決算の審議を踏まえ、来年度予算、事業等展開に反映いただきたいものと思います。

以上を踏まえた結果、議案第100号令和元年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第101号令和元年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号令和元年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号令和元年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第104号令和元年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号令和元年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6議案については、全会計で歳出総額145億円を越す決算であり、事業も多岐にわたる中で、おおむね目的に沿って執行されており、適切であると認め、全ての議案について認定すべきものと決定したので報告します。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第100号から議案第105号までの各議案に対する討論を行います。

7番（佐藤八郎君） ただいま議案に上がりました議案第100号令和元年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をいたします。

決算委員会で私からも28点について、確認と今後への課題、方向づけなどをしましたが、多くの委員からもいろんな課題や質疑がありましたけれども、避難解除されてのインフラやコミュニティ、放射能に関わる諸課題について、村民の生活には不安や不満があり、何重ものストレスを抱えての生活となっています。放射性物質が村全体に降散された真実、実態からして、村面積の75%に当たる森林、その他の未除染地への対応など、村としての国、東電への要望不足は明らかだと思えます。生活としての命、健康を守る

事業をさらなる努力、さらなる要求をしていくことを強く求めて、私の発言といたします。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

3番（佐藤一郎君） 私は、令和元年度決算認定に係る賛成討論をさせていただきます。

議案第100号令和元年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和元年度決算は、119億2,000万円と昨年より減少しているものの、震災前の平成22年度の決算額の47億円と比較すると2.5倍の決算額となっております。今後、財政規模は縮小に向かうことは確実であり、財政計画に基づく健全な財政運営が求められます。今期決算は、大師堂住宅団地の建設、村道舗装機能回復工事、簡易水道監視設備整備、農業集落排水、管路工事、工事の復興インフラ整備に加え、農業基盤整備事業による用排水路工事、ため池汚染土壌撤去、営農再開、新事業等、農業の再生に向けた事業が実施されており、なりわい再生への転換期となりつつあります。

今回決算審査特別委員会が設置され、各委員が意見を交わす中で、令和元年度決算については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると思われれます。また、先ほど決算特別委員会の委員長から報告がありましたように、その中で賛成多数でこの審査が認められているということもあり、私は賛成をいたします。

以上で、賛成討論といたします。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから、議案第100号令和元年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（菅野新一君） この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

これから、議案第101号令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。



よって、本案は認定することに決定いたしました。

これから、議案第102号令和元年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

これから、議案第103号令和元年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

これから、議案第104号令和元年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議案第105号令和元年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

◎日程第15、議案第106号 飯館村議会議員及び飯館村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例

議長(菅野新一君) 日程第15、議案第106号飯館村議会議員及び飯館村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) この条例、理由としては、公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたのでということでありますけれども、どうも選挙公営という意味と供託金が一緒になっている点の在り方が、非常に私はおかしいのではないかと思いますけれども、その点はどうか整理されているのか、整理されて、もうこうなっているのか、お考えを聞かせて

ください。

総務課長（高橋正文君） 選挙費用の公費負担と供託金の関係でございますが、これは公職選挙法によって、選挙にお金がかかり過ぎることがございますので、選挙費用については、公費で見る部分を、自動車の使用料であったり、ビラの作成料、あとはポスターの作成料などは公費で一部見るということで選挙費を負担するというところでございます。ただ、公費で負担する部分と立候補者から頂く供託金の整合性ということでございますが、これも供託金制度の趣旨にのっとり、立候補者の責任も担保をいただくという意味でも供託金を町村議員については15万円をまず納めていただくということで、直接は選挙費用の公費負担とはリンクしないと思いますが、そのような内容で公職選挙法の一部が改正されたということだと思います。

7番（佐藤八郎君） 選挙公営の中で、費用がある一定の部分、公費で見られるという部分では、女性とか若者にとってハードルが低くなるんだと思いますが、それに合わせて供託金もとなると、ハードルを一方で下げながら、一方でハードルを上げているみたいに私としては捉えるんですけども、今ハードルを上げるということは、多様な人材の議会参加とか、立候補に関わる環境改善になるのかなと、このものがね。ちょっと不安を持っているんですけども、いかがでしょう。

総務課長（高橋正文君） ハードルが上がるという面も一部あるかとは思いますが、ただ、法定得票数を獲得すれば供託金は戻ってまいりますので、いたずらというのではないのですが、出る方が誰でも出られるというのが、これはこれで公職選挙法の立候補の自由というのがございますので、それもあるとは思いますが、ある程度立候補者に責任を持っていただくという意味での供託金制度の導入ということと考えております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第106号について、今質疑をしましたがけれども、どうも私にはハードルを上げるものになるのではないかと疑義が拭い切れないので、この議案に対して反対の討論をしたいと思っております。

選挙公営と供託というのは、趣旨が違うのですから、セットとしての条例にはどうも根拠はないのではないかと、都道府県議会議長からの研究会の中でも供託金は女性や若者にとっては大きなハードルだとされていることからしても、議員の成り手不足解消のためといいながら、ハードルを上げるのは、多様な人材の議会参加や立候補に係る環境改善にも私は反していくのではないかと考えますので、以上、発言して、反対いたします。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」という声あり)

議長(菅野新一君) この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(菅野新一君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第107号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第16、議案第107号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第108号 飯舘村手数料徴収条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第17、議案第108号飯舘村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第109号 飯舘村飲料水安全確保対策基金条例を廃止する条例

議長(菅野新一君) 日程第18、議案第109号飯舘村飲料水安全確保対策基金条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第110号 飯館村第6次総合振興計画の策定につき議決を求めることについて

議長(菅野新一君) 日程第19、議案第110号飯館村第6次総合振興計画の策定につき議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 資料を3回ほど見直してずっと見たんですけども、原発事故前の自然豊かな飯館村の原状に元どおりに近づける環境対応の事業的なものが、どこにどう事業化されたり、計画に上がっているのかよく理解できないのと、生活しているの健康、命を大切に作る事業の部分が、予防健診、いろいろありますけれども、どうも具体的にきちんとならなくて見えないですけども、その点をご説明いただけますか。

村づくり推進課長(三瓶 真君) 村民の健康対策ということでのお話でありますけれども、まず、前提といたしまして、今回の資料ナンバー10の77ページになるんですけども、いいまでいな復興計画ということで第5版まで策定をしたものがさきにあったわけですが、その中で放射線対策を含む、いわゆる復興計画の中に網羅されている部分、ここのいうところの大きな2番、いいまでいな復興計画というところの3行目にありますけれども、ここに農業基盤整備関係や放射線管理関係などの、いわゆる継続が必要な事業等については、当分やっていくというようなことで、復興計画の内容でやるといったようなものについては、そこで継続をするということをやっているところがあります。

もう一つの健康の分野でありますけれども、資料でいいますと、細かくいいますと23ページからが分野別計画ということで、それぞれ健康、あるいは福祉、そして環境ということでここに出てきているわけがあります。一例を取って挙げますと、例えば最初の2-1の健康のところの食べて笑って楽しい健康づくりということでありますけれども、ここに書いてあります、その下事業一覧の中で、例えば健康づくりの基本である健康診断、こういったものの受診率を上げながら健康づくりをしていこうとか、あるいは健康交流イベントの実施ということでもありますけれども、食にこだわった健康づくりを進めようなどということが書いてあります。このほかにも、全部はちょっとなかなかお話

しできないので、それぞれ住民の出番づくりを促進しながら、それぞれ生きがい、そういったものを生きがいづくり等にそれを進めながらこういった健康活動を進めていくというようなことであつたり、あとは福祉の分野になってまいりますと、懸案となつております。いいってホームの人材確保を推進していきながら、そういった介護、福祉の体制を整えていくであつたり、そういったことを網羅しながら健康づくりを進めていくとなっております。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありますか。

7番（佐藤八郎君） 環境対応事業と自然豊かな飯舘村の自然環境を取り戻すために、森林75%なり、その他未除染地域というのがあるわけですがけれども、そこへの対応としては、この中では、それも復興計画の中に含まれているということになるのか。どうこの計画案を見ればいいのか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問の環境ということで、主に今森林の例が挙げられたわけでありまして、資料10の37ページの一番下段のところになっていくわけでありまして、ここに産業分野の中の一つの事業として森林の保全という項目が記載されているところでありまして、この第6次総合振興計画、今5年間というくくりの中で今後進めるというようなことで計画をされているわけでありまして、森林の保全については、ここにありますように大枠として、森林の保全として森林や森林環境を保全し、山の魅力復活、里山再生を推進する、また、森林の整理や管理を計画的に進めて林産業を促進して森林の持つ機能を維持するというところで項目出しされているところでありまして、本来であれば重点事業ということで、この事業の中に計画書提案ができればよかったんですけども、なかなか森林については除染とか、そういうことになりまして、すぐには難しいところもあります。別途今バイオマス事業なども計画が進んでいるところではありますけれども、そういったものを総合的に見ながら今後森林についても取り組んでいくということがここでうたわれているところでありまして。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第111号 土地の取得について

議長（菅野新一君） 日程第20、議案第111号土地の取得についてを議題とします。  
これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第112号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工  
事（伊丹沢西エリア肉用牛用施設）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第21、議案第112号被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業  
用施設等整備工事（伊丹沢西エリア肉用牛用施設）請負契約の変更についてを議題とし  
ます。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第113号 飯舘村ライスセンター新築工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第22、議案第113号飯舘村ライスセンター新築工事請負契約の変  
更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第114号 福島再生加速化交付金事業 飯舘村簡易水道監視設備等整備工事請負契約の変更について

議長(菅野新一君) 日程第23、議案第114号福島再生加速化交付金事業 飯舘村簡易水道監視設備等整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番(渡邊 計君) この変更額が9,600万円と。最初の契約が3億2,700万円という中で約3割の変更額。私、7年議員をやってきましたけれども、これほどの増額というのは、今まで見たことがない。

それで、これだけの増額ということになりますと、最初の3億2,700万円は入札でやっている。ところがこの1億円近い金額に関しては、入札というものがなくなっている。競争の原理がなくなって、事業主が自由にできる金額であるということは、これと同じようなことが今後も横行すると何のために議会があるんだと言われる。

そこで、なぜこれほどの1億円近い増額になったのか、丁寧な説明、それから9,685万円の増額の中で、ここに合計6,033万円となっていますが、この3,650万円の差は人件費ということでしょうか。

建設課長(高橋祐一君) 資料ナンバー12の議案説明資料の中の10ページ、11ページをご覧いただきたいと思いますが、まず、事業費変更の金額が大きいというところではありますが、この事業の流れを説明させていただきますと、継続費ということで昨年度から今年にかけての継続事業になっております。再生加速化事業の中で、この目的としましては、放射線対策という部分とそれに伴う中央監視システムというものが大きな目的としてっております。

当初、総務課長からもありましたが、いろいろ積算してきますと、8億円ぐらいの全体事業費になっておりました。やはりこの事業に関しては、交付金が3分の2、残る55%が特交で合計85%、15%の村負担も出てくるということもあり、やはり事業費の支援をしなければ村の負担が大変だということもありましたので、まず、大きく落としたのは、放射線の測定器が各施設4か所あったわけですが、それを滝下の施設に1か所に集中をして測定するという方向で事業費の削減を図っております。そのほか、管理、監視する上で、やはり中央管理システムを設けたとしても必ず現場にはやっぱり行かなくてはいけないという部分でいろいろカメラ等も削ったわけですが、今般の昨年度の台風19号の反省を踏まえまして、やはり施設が4か所に大きく分かれているということになると、やはり人手の問題もありますし、安全確保の問題がありまして、ここで大きくは、カメラの設置を田尻と大倉に設置するという部分がまず追加になっております。

そのほか、やはり夜の災害時には、夜ということもありますので、照明器具がなかったということで、そういう部分の照明器具など、また、そこまで持つていくための配線、

電柱等があります。それがまず一つの要因であります。

あともう一つについては、大倉がやはり水源が乏しいという部分もあって、昨年度井戸の試験掘りをさせていただきました。その中で、50メートル掘ったわけですが、思いのほか、毎分120リットルという水が出てきたものですから、それらをやっぱり活用したいというところで、今までの渓流水、沢水と併用してそれらを利用していくという考えでいきますと、増加の方法が井戸と渓流水ではやはり変わってくるという部分もありますので、その辺も機械設備を新たに導入したという部分が大きくなっておりまして、

そういうふうな部分でいくと、最終的には中央監視システムとのプログラミングとの関連も出てきます。ですから、本来であれば追加工事という形で発注すべきではあります。が、やはりその関連性がかなり多いということで、やはり分割発注はできないという判断の下、今回は、金額は大きくなりましたが、変更で対応させていただいたというところであります。

あとは、先ほどの直工で6,000万円、増減で9,600万円という人件費ということではありましたが、これについてはやはり諸経費、準備費、運搬管理費、現場管理という直営費がこの差額になっているところであります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） これだけ大きい金額になると簡単な変更理由説明ではなく、今のよう、長々となりますけれども、そういう説明が必要なのではないかなと、最初から。追加工事になれば、また入札に入るの、それは一番いいんですが、その中で、今この説明書の中でLEDの投光器、これは3か所に2台ずつつくわけですが、それぞれ金額が違うというのは、どういう理由で違いが出てきているのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） LEDの投光器の部分であります。この資料のとおり、滝下、田尻、大倉にございます。滝下、田尻については、計画的には農道等かなと思いますが、大倉については、LEDが取水堰につくようになっていまして、ちょっと距離がございます。そこまでの配線、電柱等がありまして、500万円という金額でちょっと割高になっているという状況でございます。

6番（渡邊 計君） 今取水堰までの配線や電柱ということですが、滝下浄水場に関しては、そういう送電線及び建柱ということで別会計で上がっているようなんですが、当然これは大倉に関しては、別会計で上がってこないのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 細かく分けなかったということで、申し訳なかったと思います。この辺、ちょっとまとめて表示してしまったという状況になっていますので、よろしくお願ひします。

議長（菅野新一君） 渡邊議員。同じ質問は3回まででしたか。

ほかに質疑ありませんか。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休議します。

（午前11時23分）

◎再開の宣告



議長（菅野新一君） 再開します。

（午前11時25分）

6番（渡邊 計君） 質問ではないんですけれども、今後、こういう大きい金額が変更になってくると、本当にこれが横行し始めると、本当に必要なことは分かっています、必要な事項だということは。ただ、こういうことが横行されると今後議会としても黙って見過ごすわけにはいかないし、簡単に認めることにはいかないの、今後ぜひ注意していただけるよう提言しまして、私からの質問を終わります。

7番（佐藤八郎君） 差額が大きいということで、説明もありましたけれども、8億円ぐらいのうち、絞っている苦勞されてこうなったという結果でしたけれども、今質問した分、ちょっとこんなあれでこうなったという答えたことを出していただけませんか。

あと、ちょっと思ったのは、放射能測定地4か所が1か所になって、それは予算を上げていたということなんですか。一回それをもっときちんとするためにその分も増えたということなのか。水ですから、村民の飲む大切な水なので、その辺はどうなんですか。

建設課長（高橋祐一君） まず、書類については、後日提出させていただきます。

放射線測定器の部分でございますが、オートメーションで当初4か所考えておりました。それになりますと、やはり測定器の維持管理に多大な費用が毎年かかってくるということから、毎日必ず見回りが出てきますので、見回りの際に水を採取しまして、滝下のところにそれをセットすれば自動的に測られるというところで、4台が1台で済むということで、当然水の調査は必ず計画どおりやりますので、それがまとめてできるような形でちょっと検討したということで下がっております。それが当初の8億円から4億円に下がった大きな要因という形になっています。

9番（相良 弘君） 佐藤八郎議員の発言中に雑談はやめるように議長から注意してください。

議長（菅野新一君） 分かりました。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第115号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第24、議案第115号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第25、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(菅野新一君) 日程第25、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

5番(高橋和幸君) 人権擁護委員の候補者の推薦について、2名の方が上がっておられますけれども、これについて、この2名を指名するに当たっての選出の仕方の根拠と年間を通しての人権擁護委員としての職務内容をお伺いいたします。

村長(菅野典雄君) 人権擁護委員というのは、当然言葉から分かるように、それぞれいろいろな形が出てきた場合にそれを審査するというか、検討するという形でありますので、村の中で今までいろいろな活躍をしていただいた方、あるいは、皆さん方から、あの方ならばと、こういうことでの評価をさせていただいて、選ばせていただいているということであります。

以上であります。

住民課長(山田敬行君) 人権擁護委員の具体的な活動のご質問であります。

基本的には、犯罪のない明るい社会づくりに向けて、様々なイベント等での啓発活動を法務局と連携して行っているというのが、主な業務であります。

以上です。

5番(高橋和幸君) 2名を選出するに当たっての選出の仕方の根拠ということをお聞きして、今村長から答弁をいただきましたけれども、本当にあくまで大まかな説明であって、どんな実績とか、どんな人物とかというのは、私どもは分からないんですけれども、もっと具体的に選出をした根拠を、再任であれば別なんですけれども、今村長からの答弁を聞く限りでは、ちょっと私には理解し難い答弁でありましたので、再度お願いいたします。

村長(菅野典雄君) 再任であります。新任ではございません。

◎休憩の宣告

議長(菅野新一君) 暫時休憩します。

(午前11時32分)

◎再開の宣告

議長(菅野新一君) 再開します。

(午前11時35分)

住民課長(山田敬行君) 先ほど、人権擁護委員の活動内容の概要を説明しましたが、今は新型コロナウイルスで活動は休止状態になっておりますが、今までの活動は、様々な住民が集まるような文化祭とか、祭り等で人権擁護、犯罪のない明るい社会づくりという部分のPR、啓発物の配布、赤い羽根の配布等を行って啓発活動を中心に行っているという事業であります。

以上です。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第26、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(菅野新一君) 日程第26、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第27、閉会中の継続調査の件

議長(菅野新一君) 日程第27、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出どおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第28、閉会中の所管事務調査の件

議長（菅野新一君） 日程第28、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務常任委員会及び産業厚生常任委員会から、お手元に配付のとおり調査の申出があります。

お諮りします。各委員会から申出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第29、議員派遣の件

議長（菅野新一君） 日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます

令和2年第8回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時39分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月18日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅 野 新 一

同 会議録署名議員

高 橋 和 幸

同 会議録署名議員

渡 邊 計

同 会議録署名議員

佐 藤 八 郎

